

# 2015年から大阪を「楽しいまち」に

府市規制改革会議 報告(案)  
(楽しいまちづくり)

# 府市規制改革会議報告案

## 「楽しいまちづくり」

### (構成案)

#### 序章 なぜ「楽しいまちづくり」に取り組むのか

- ・「楽しさ」とは何か
- ・大阪の楽しさの問題

#### 第1章 大阪の楽しさの何が問題か

- 1 誰にとっての楽しさを目指すのか
- 2 訪問者等の大阪のイメージ、評価
- 3 事業者・有識者・府民から示された課題
- 4 楽しいまちづくりの課題一覧

#### 第2章 課題解決のアプローチ

- 1 各都市は資源をフル活用し「楽しさ」を演出
- 2 「楽しいまちづくり」に向けて大阪が持つ資源
- 3 記念すべき2015年に大阪を楽しいまちに
- 4 プロジェクト・規制改革の提案

#### 第3章 プロジェクト提案

- ①都市の水辺の楽しさ（水の都市軸）プロジェクト
- ②御堂筋リノベーションプロジェクト
- ③ベイエリアIRプロジェクト
- ④アーティストサポートプロジェクト
- ⑤国際標準のホスピタリティ・プロジェクト

#### 第4章 規制改革提案

- ①フェスティバル都市大阪の実現に向けたイベント規制緩和
- ②エンターテインメント関連事業者等の活動支援
- ③新しい都市空間としてのパークマネジメント

参考資料 これまでの議論の経過

# 序章 なぜ「楽しいまちづくり」に取り組むのか

戦後の日本の倫理は、「効率」、「安全」、「平等」の3つです。戦前には崇高なものとされた「勇敢」、「忠孝」などの武人的美德は「正義」ではなくなったのです。この中でも、1990年までの高度成長期には「効率」が重視されましたが、その後は「安全」と「平等」に重点が移っています。このことは、府市民や市内の意見にもよく反映されています。

もちろん、「安全」と「平等」は重要な倫理であり、今後とも守り続けなければなりません。しかし、安全と平等だけを強調すれば規制の強い「監獄社会」ともなり兼ねません。監獄ほど安全で形式的な平等が保たれるところはないのです。

これからの国際化と少子高齢社会を考えれば、「効率」もまた重要です。

しかし、本当に幸せな社会を創るためには「楽しさ」が必要です。諸外国に比べて、今日の日本社会に最も欠けているのは、自由に活動し、幸せを実感できる「楽しさ」です。近年、様々な規制が強化され「楽しさ」がなくなりつつあります。特にわが大阪においては、楽しさの創造が軽視されているように見えます。

人生において人々が心から欲するのは「楽しい人生」です。古い社会主義体制が崩壊したのも「楽しさの欠如」の故でした。人類文明は今や知恵の時代、「楽しさ」の創造こそ重要になっています。

この現実を正視すれば、効率、安全、平等と並ぶ倫理として「楽しさ」を採り入れるべきでしょう。「楽しさ」は経済成長（効率）の手段ではありません。それ自体が人間性の求める「倫理」です。

大阪がまちづくりにおいて「楽しさ」を追求していくことによって、たくさんの人が集い、活動する「元気な大阪」を実現していくことができるでしょう。

# 序論 なぜ大阪で「楽しいまちづくり」に取り組むのか

## 大阪の楽しさの問題

「楽しいまち」では、人が自由に活動し、幸せを実感しながら、過ごすことができる。そこに住んでいる人はもとより、それに魅かれて、近隣から、遠隔地から、そして海外からたくさんの人が訪れ、集い、それがさらなる「楽しさ」へとつながる。

この楽しさは、新たに作り出すものでは決してない。そのまちが持つ資源を活用することによって、「そこだけにしかない楽しさ」をつくりあげる。それが、人を惹きつける魅力となるのである。

東京やパリ、ニューヨークといった世界の各都市、京都、北海道や沖縄など日本でも有数の観光地といわれる地域は、持つ資源をフルに活用して、「楽しさの創造」にしのぎを削っている。そしてそれが、**ブランド**となって、ますますたくさんの人が「 **destinations (目的地)**」として、それらのエリアで楽しむことをめざす動きとなっている。

大阪も、パリのシャンゼリゼ通りや東京の青山通りに勝るとも劣らない「御堂筋」、N Yのハドソン川やパリのセーヌ河にも匹敵する「都心部の水辺」など、他の都市に負けない様々な資源を有している。

しかし、**今、大阪では「効率」や「平等」「安全」が重視されすぎて、「楽しさの創造」が軽視されているのではないだろうか。**

一定の**ルールはもちろん必要**。街頭犯罪ワースト1が長年続いたことに加え、「大阪は危ない」というイメージが先行している。大阪で楽しめるようにするためには、「大阪は安全になった」というイメージを広めることも重要である。

だが、「安全」「平等」「効率」を過度に重視せず、「**自由な活動**」を認めること。そしてその自由な活動を活かしながら、大阪がもつ魅力的な資源をさらに魅力あるものとしていくこと。そのことが「楽しい大阪」、「人が集まり楽しむ大阪」につながっていく。

いまこそ、大阪で「楽しいまちづくり」を進めるべき。この楽しいまちづくりにあたって、大阪がいまどのような具体的な課題を有しているのか。「誰にとっての楽しさか」を意識しつつ、大阪への訪問者等の現状、他都市との比較、事業者からの意見などをふまえながら課題を整理し、提言へと結び付けていきたい。

# 第1章

## 大阪の楽しさの何が問題か

- 楽しいまちづくりにあたって、大阪がいまどのような具体的な課題を有しているのか。
- 第1章では、「誰にとっての楽しさか」を意識しつつ、
  - ・大阪への訪問者等の現状
  - ・事業者からの意見などをふまえながら課題を整理する。

# 1-1-1 誰にとっての楽しさを目指すのか

## ○楽しさを感じる主体

- ①大阪の府民・市民（日々の暮らしの中で大阪を楽しむ）
- ②近隣の他府県からの訪問者（日帰り、一泊で大阪を楽しむ）
- ③国内の遠隔地からの訪問者（およそ一泊以上で大阪を楽しむ）
- ④外国からの訪問者（およそ一泊以上で大阪を楽しむ）

## ○大阪への訪問者の現状

- ・大阪府のH22年の観光客は1.56億人。うち府外からは0.69億人。
- ・大阪市の宿泊ビジターは延べ1610万人、うち外国人244万人。最多は関東、ついで中国四国、近畿他府県
- ・1日一人当たり消費額は、海外ビジターが国内ビジターを上回る

## 大阪府の総観光客数 (H22)

- ・総観光客 1.56億人
- ・府外 6971万人  
うち宿泊 1264万人
- ・府民観光客 8712万人

資料：H22大阪府観光統計調査

## 大阪市の宿泊ビジター

- ・延べ数 1610万人  
うち外国人 244万人

## 宿泊ビジターの出発地

### ▽国内

- 近畿 20.4%  
(大阪府4.2%、その他近畿 16.2%)
- 中国・四国 16.6%
- 中部 15.8%      九州 10.8%
- 関東 32.0%      東北北海道 4.3%

### ▽海外

- アジア 74.9%     ヨーロッパ 12.5%

## 資料：H22大阪市観光動向調査結果

<http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/cmsfiles/contents/0000140/140539/h22doukoutyousa.pdf>

	国内宿泊ビジター訪問先	
1	ショッピング	15.2
2	仕事先	14.0
3	飲食街・レストラン	12.6
4	テーマパーク施設	10.4
5	その他施設・祭・イベント	8.2

1人あたり消費 38477円

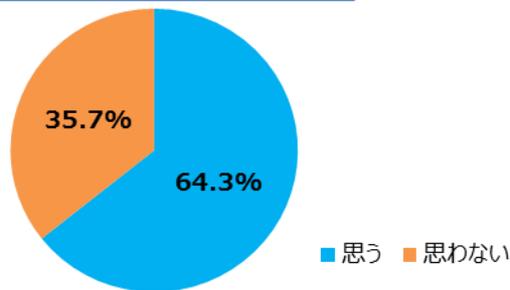
	海外宿泊ビジター訪問先	
1	ショッピング	20.9
2	飲食街・レストラン	17.6
3	史跡・神社仏閣	15.8
4	テーマパーク施設	9.1
5	その他施設・祭・イベント	8.2

1人あたり消費 62543円

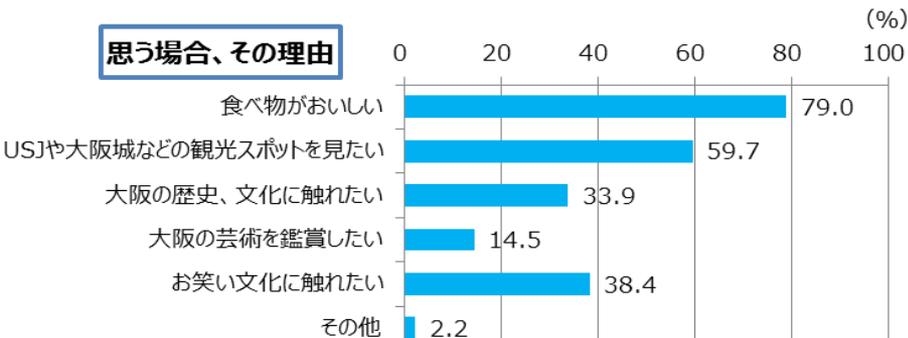
# 1-1-2 訪問者等の大阪のイメージ、評価①

- ▶ 国内他府県で「大阪で観光したい」という人の割合は64.3%。食やUSJ、大阪城などの観光スポットに関心が高い。一方、観光したくない理由は、「ごみごみしている」、「治安が悪い」、「興味をひく観光スポットがない」などが上位にあがっている。
- ▶ 実際、大阪を訪れた宿泊ビジターの評価。国内は「まちの賑わい」、「交通機関の利用しやすさ」、「観光施設での応対」などの評価高い。一方、満足度が低かったのは、「街の美化・景観」と「まちの安全や安心感」。
- ▶ 国外からの宿泊ビジターの評価も高く、「まちの賑わい」、「観光施設での応対」と「まちの安全や安心感」で、90%超となっている。満足度が低かったのは、「案内表示板のわかりやすさ、設置場所など」

大阪で観光したいと思いますか？



思う場合、その理由

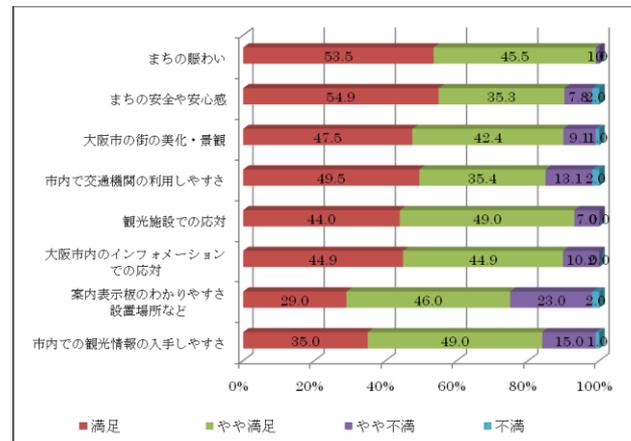
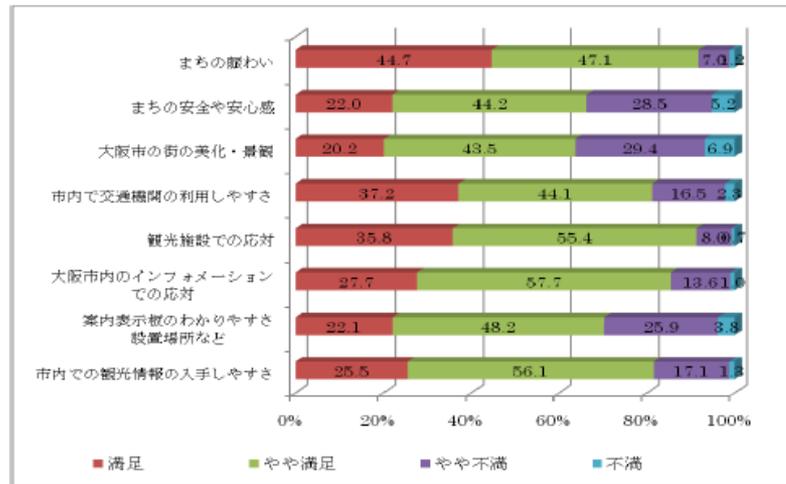


思わない場合、その理由



H24.3 大阪府「オンリーワン都市調査(インターネット調査)」(大阪府実施)

図表8 国内からの宿泊ビジターによる評価



# 1-1-2 訪問者等の大阪のイメージ、評価②

- ▶ 大阪を楽しくするにあたって何が課題か、その要因は何かを分析するために、訪問者等にヒアリング、アンケート等を実施した。
- ▶ 国内外の訪問者からの意見では、水辺やイベント・祭りへの関心が薄い。また、大阪の観光スポットが固定化されてしまっている。一方、もっと夜の大阪を楽しみたいというニーズが高いにもかかわらず、それらへの備えが十分整っているとはいえない状況にある。

## 国内他府県からのビジターの意見

※規制改革会議における有識者、事業者ヒアリング、「楽しいアンケート調査」で寄せられた意見から事務局作成

### ○街並み

- ・御堂筋はきれいな街並みと思うが、水辺の美しいイメージはない。水都にはいこうと思わない。

### ○イベント・祭り

- ・天神祭や御堂筋KAPPOは聴いたことはあるが、祇園祭やねぶた祭と比べて、わざわざ府外から行く気はしない

### ○デスティネーション

- ・大阪といえば「USJ、グランフロント、ヨドバシ、通天閣だけ」というイメージがある

### ○飲食、興業など

- ・ダンスクラブの深夜営業は摘発されていると聴く。

## 国外からのビジターの意見

### ○イベント・祭り

- ・天神祭やだんじりのために、わざわざ時間をかけて海外からは来ない。天神祭の広告は興ざめ。

### ○飲食・興業

- ・東京等に比べ、深夜までやっている店やショーなどが無い。ナイトライフが楽しめない。
- ・東京に比べて、夜は早い時間に公共交通機関が止まってしまう。タクシーは高すぎる。

### ○ショッピング

- ・夜に買い物等に行きたいのに、バスの運転手の勤務時間の関係でリリースされる。
- ・アジアの諸都市ではよく楽しめるような屋台村が大阪ではみられない。

# 1-1-3 事業者・有識者・府民から示された課題①

- 大阪を楽しむにあたって何が課題か、またその要因はなにかを分析するために、事業者等に支障事例のヒアリング、アンケート等を実施した。
- 事業者等からは
  - ・「公共空間等におけるイベント開催、エリアマネジメントにあたっての規制」「広告規制」「深夜営業規制」「火薬の取扱い規制」などが海外や他府県に比べて厳しい。手続きが煩雑。といった意見

## 1 公物におけるイベントの開催やエリアマネジメントの支障

- ・海外においては、人口の少ないまちが道路や公園、河川などを活用してフェスティバルを年中通じて開催し、それが都市のイメージを形成するとともに、多くのビジター獲得に繋がっている都市が多い。またニューヨークのタイムズスクエアなどにおけるエリアマネジメントとして地権者等によって行われているものも多い。
- ・大阪においても御堂筋kappoや大阪マラソンなどの行事が開催されているが、一般的に道路、河川、公園などにおいて例外的に認められていることであり、公物の開放はなかなか進んでおらず、他府県と比較して大阪は最も厳しいという声が多く聞かれる。
- ・また実際事業を実施しようとする、管理者ごとに多岐にわたる手続きがあり、また手続きが必要かどうか分からない場合も多く、たらいまわしとなる弊害もある。

## 2 広告規制による都市の賑わい演出の支障

- ・大都市における繁華街、都心は賑わいの演出が来訪者を楽しませる。広告規制は景観上の配慮から行われているものであるが、公道でのスポンサー露出や、サンプリング練り歩き、道路上の広告制限が国際標準としては過度である。
- ・また、広告は今後エリアマネジメントを遂行していくための財源ともなりうる。エリアを区切った広告規制の仕組みやあり方についての検討が必要である。

## 3 エンターテインメント事業展開にあたっての支障

- ・エンターテインメントの事業者がニーズに応じて事業をより楽しめるものとするにあたって支障がある。大阪においては特に多くのダンスクラブ摘発がなされ、ダンス愛好の若者からも声が挙げられている。また国民の夜型化が進み、国際標準からみても現在の風俗営業についても12時～1時という制限は外国人がナイトライフを楽しむにあたって、再考すべきである。
- ・またエンターテインメント事業者が大阪で事業をするにあたり、火薬等の手続き、海外電気製品を日本に適合させる場合の手続きの煩雑さのほか、酒類・屋外食品販売の場内販売の制限などが他地域に比べて厳しい。

# 1-1-3 事業者・有識者・府民から示された課題②

➤ また、観光資源として、「統合型リゾート」「近代建築等」を活用すべきとの意見や、「サービス産業への規制」、「文化・芸術の集積の少なさ」などの課題もあげられた。

## 4 カジノを含む統合型リゾートは日本、大阪の活性化につながるはず。それができない。

・カジノ、ゲームでの賭けなどが刑法で禁じられている。カジノを含む統合型リゾートはシンガポールの例をみても、経済活性化の起爆剤である。カジノは現在日本では禁止されており、現在立法措置による設置が検討されているが、大阪は立地条件上、統合型リゾートに相応しい条件を備えている。

## 5 近代建築など既存施設を観光資源として活用できない

・大阪にも明治から大正時代の近代建築物や長屋などが、レトロな雰囲気醸し出し、レストランやショップ、写真撮影スポットなどとして注目を集めている。しかし実際これらを宿泊等で活用しようとする、既存法を適用することが必要で、断念せざるをえないケースがある。

・また大阪城をはじめとする特別史跡（文化財）については、ビジターのための利便施設等の設置が困難であり、観光資源として活用できない。

## 6 海外の事業者は対応してくれるのに、日本・大阪では対応してくれないサービスがある

・外国人ビジターが日本で観光周遊するにあたって、外国では標準だが、日本ではできていない課題がある。

例) 通訳案内ガイドが最近増加している東南アジア地域の言語をはじめ圧倒的に不足。現在このガイドを活用しないで留学生等のアルバイトで行っている例もままあり、この制度そのものの意義を再考すべし。

・また大阪において1番人気のあるショッピングにおいて貸切観光バスの制限により買い物の案内ができないという不満、海外の旅行社との旅行代金の課税措置の競争力などの課題がある。

## 7 大阪の文化・芸術の集積の少なさ

・東京に比較して、美術館や文化の公演などの提供の場が少ない。また芸術家・文化のなどのクリエイターが自由に表現する場というのもボリュームがない。民間が自由に文化施設を設置するということも具体化できていない

# 1-1-4 楽しいまちづくりの課題一覧①

➤ 会議での議論や様々なヒアリング、アンケートなどを通じて示された課題について、その個々の課題を「規制に関するもの」「その他政策面に関するもの」にわけて、一覧で整理すると以下のとおり。

分野	規制に関する課題（委員提案、ヒアリング、アンケート）		その他課題 (予算関連除く)
	個別項目	規制の根拠	
1 公共空間でのイベント等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①道路におけるレーザー光の利用制限</li> <li>②歩行者天国が東京より少ない</li> <li>③公園の利活用</li> <li>④特別史跡で、大規模な土産店や商業施設は認められない</li> <li>⑤道路区域を利用した工事堀を芸術家の発表の場などに活用すべき</li> <li>⑥自転車レースや、自転車レーンの整備により自転車をもっと活性化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①道路交通法、施行規則、広告の場合別途あり。</li> <li>②道路交通法の道路使用許可（77条4項）</li> <li>③都市公園法</li> <li>④文化財保護法125条</li> <li>⑤道路交通法道路占用許可</li> <li>⑥道路交通法、自転車レーン：公安委員会が車両通行帯（自転車レーン）の交通規制を実施し、規制標識及び規制標示を設置することにより、自転車走行空間の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うめきた板壁絵画通り</li> <li>・道路使用等のワンストップ窓口</li> <li>・大阪イベントコミッション（イベントの窓口及び手続情報一元化）</li> </ul>
2 広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公道でのスポンサー露出の規制</li> <li>○道路でのサンプリング練り歩き</li> <li>○道路上の広告制限（海外では当たり前であるが日本では制限）</li> <li>○御堂筋で点滅広告不可</li> <li>○四ツ橋筋で窓面利用の広告物は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋外広告物法： 屋外広告物法に基づき府県条例で規定。許可地域、禁止地域を条例で定める（国交省が条例ガイドラインを制定）</li> <li>○府市の屋外広告物条例・・・許可区域、禁止区域等を指定</li> <li>○道路法：道路占用許可</li> <li>○道路交通法の道路使用許可</li> <li>○消防法（アドバルーンで水素ガスを充てんする気球の設置届）、</li> <li>○建築基準法 工作物が4メートル以上の高さの場合工作物確認</li> <li>○建築美観誘導基準（御堂筋：点滅広告物は原則として設置しない。 四ツ橋：窓面利用の広告物不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政窓口毎に異なる手続関係ルールの統一</li> <li>・エリアマネジメントとしての広告活用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告を出すのに「税」がかかる</li> <li>・海外と異なり、広告を奨励する規定がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外許可手続きの手数料（手数料条例）</li> </ul>	

# 1-1-4 楽しいまちづくりの課題一覧②

分野	課題（委員提案、ヒアリング、事業者アンケート）		その他課題 （予算関連除く）
	個別項目	規制の根拠	
3 エンターテインメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンスクラブ規制</li> <li>・風俗業の時間制限</li> <li>・交通機関の終電が早すぎる。</li> <li>・劇場や文化施設が海外に比較して早い。</li> <li>・芸術文化活動の外国人の滞在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンスクラブ：風俗営業法第2条、</li> <li>・時間：風営法第2条</li> <li>・入管法による芸術・芸能活動の在留資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関の終電</li> <li>・劇場・文化施設等の夜間開催</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①少量危険物貯蔵がその都度届出</li> <li>②花火等の際、都度届出の煩雑さ</li> <li>③乾燥設備の届出（家庭用機器でも業務で使用するなら届出要）</li> <li>④電気用品のPSEマーク（高機能の海外製品使用の場合PSEマーク取得要）</li> <li>⑤酒類販売、食品屋外販売（店舗のみ認める。屋外食品販売の制限）</li> <li>⑥船舶の航行許可（特定水面の許可を得ても、船の変更や操縦人員を変える場合申請が必要）</li> <li>⑦夜間航行の制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消防法、市火災予防条例（60条第1項）、施行規則</li> <li>②消防法、火薬取締法、火災予防条例</li> <li>③消防法、火災予防条例57条施行規則6条</li> <li>④電気用品安全法に関する解釈・ツーリストモデルに関する例外承認制度</li> <li>⑤酒税法、食品安全法</li> <li>⑥船舶安全法、船舶職員法</li> <li>⑦海上交通安全法</li> </ul>	
4 カジノ含む統合型リゾート	<ul style="list-style-type: none"> <li>①カジノが日本では認められない</li> <li>②e-Sports（操作に高度な技能が必要となる対戦型ビデオゲームを用いた競技）を利用した賭博推進</li> <li>③見本市会場をフリーポートにすべき（企業が見本市出展行方際の関税手続き）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①②賭博に関する罪（刑法）</li> <li>③関税込率法、関税法</li> </ul>	
5 既存施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町屋や歴史的建造物では旅館業許可が取れない。</li> </ul>	旅館業法、旅館業法施行条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WEBの予約システムに掲載し海外へアピール</li> </ul>
6 インバウンドサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>①通訳案内士の供給が足りなく有名無実</li> <li>②貸切バス運行時間制限</li> <li>③旅行代金の消費税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①通訳案内士法3条ほか（総合特区では通訳案内士でなくても有償通訳可能）</li> <li>②厚労省告示</li> <li>③消費税法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型ツアー（例：osaka旅メガネツアー）拡充</li> </ul>
7 文化・芸術振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公営住宅では、基本的にはアトリエ付き住宅は設置できない。</li> <li>②文化施設の集積をもっと促進すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公営住宅法27条で原則的に居住の用以外にその用途は禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定地域への文化施設の集積</li> <li>・一定区域を文化施設に、公立施設の名称を与え、設置者の名称を冠する。公共用地を無償貸与できる。</li> </ul>

## 第2章

# 課題解決のアプローチ

○第1章で示した様々な課題に対して、大阪はどのようなアプローチで「楽しいまちづくりを進めるべきか。

○第2章では、

- ・他都市がどのような取り組みをしているかを勘案しながら
- ・「楽しいまちづくり」に向けて大阪がもつ資源をふまえ
- ・どのような考え方で課題解決に取り組むべきか

課題解決のアプローチについて整理し、具体的な提言へとつなげる。

# 2-1 各都市は資源をフル活用し「楽しさ」を演出

- ▶ 国内外の各都市、各地域は、持てる資源をフルに活用して、「楽しさ」を演出、世界に「楽しさ」を発信している。
  - ・サンアントニオの水の回廊
  - ・パリ・シャンゼリゼのイルミネーション、芝生化
  - ・ニューヨーク・ダウンタウンの歩行者天国 など
- ▶ 大阪もいまある資源をフル活用し、民間の「自由な活動」の中で、「楽しさ」を演出していくべき。もちろん、安全・安心や地域のブランドづくりのために一定のルールは必要だが、過度な規制は「楽しいまちづくり」のために緩和・撤廃していくことが重要。



# 2-2 「楽しいまちづくり」に向けて大阪が持つ資源

- ▶ 大阪には、世界屈指の「楽しさ」の舞台となりうる資源がたくさんある。
  - ・パリのシャンゼリゼ通りや東京の青山通りに勝るとも劣らない「御堂筋」
  - ・アメリカのサンアントニオやパリのセーヌ河川辺にも匹敵する「都心部の水辺」
  - ・中之島から船場地区などに点在する、明治～昭和初期時代の「近代建築群」
  - ・世界最大規模の墓などが点在する百舌鳥・古市古墳群 など
- ▶ しかし、それが国内外の人に「楽しさ」を感じる場として認められていない。それは、世界でも認められる「楽しさ」の演出がなされていないから。



# 2-3 記念すべき2015年に大阪を楽しいまちに

## 2015年、大阪を変える

大阪を「楽しいまち」として、国内外、世界に認められる都市にするためにはどうすればいいか

これまでの「安全」「効率」「平等」という視点だけに捉われた大阪でありつづけてはならない。「楽しさ」を重要な価値観の一つとして、旧態依然とした規制や政策を改革し、府市を中心に、民間が思い切った取り組みを進めることができる環境づくりを進めていくべき。いまある資源をフル活用し、民間の「自由な活動」の中で、「楽しさ」を演出していくべき。もちろん、安全・安心や地域のブランドづくりのために一定のルールは必要だが、過度な規制は「楽しいまちづくり」のために緩和・撤廃していくことが重要。

もちろん、民間の自由な活動だけでは、世界に認められる魅力づくりは困難。民間だけでなく、府市をはじめとする行政、様々な主体もふくめた総合的な取り組みが必要。さらに、世界に認められるには、単発のイベントではなく、大阪全体が博覧会となるような、いわば「おおさかシティエグジビション」、「シティエクスポ」、「2015年大阪博覧会」ともよべるような壮大な、都市全体での取り組みとしていかなければならない。

来る2015年は、大阪夏の陣400周年。

400年前の1615年。それまでの「戦国の世」から「平和」に、そして、大阪が「天下の台所」として繁栄がスタートした。2015年は、それから400年目の節目の年。この記念すべき2015年こそ、大阪に、たくさんの人が集い、楽しさを実感できる「楽しいまち・大阪」として、世界に認められる、飛躍の年にふさわしい。

2015年に、大阪は「楽しさ」をテーマに様々なプロジェクトを行う。その中で、民間の自由なアイデアを実現するような規制改革を進める。もちろん、それまでも民間活動を制約する様々な規制を改革し、大阪を訪れる方々へのおもてなしレベルを高める。そうした考えのもと、次に示すプロジェクト提言、規制改革提言を行うものとし、次章以降で具体的に内容を示す。

# 2-4 プロジェクト・規制改革の提案

## プロジェクト提案

- ① 都市の水辺の楽しさ（水の都市軸）プロジェクト
- ② 御堂筋リノベーションプロジェクト
- ③ ベイエリア I Rプロジェクト
- ④ アーティストサポート・プロジェクト
- ⑤ 国際標準のホスピタリティ・プロジェクト

## 規制改革提案

- ① フェスティバル都市大阪の実現に向けたイベント規制緩和
- ② エンターテインメント関連事業者等の活動支援
- ③ 新しい都市空間としてのパークマネジメント

2015年

おおさか  
シティ  
エグジビ  
ション

# 第3章

## プロジェクト提案

○第3章では2015年に、大阪全体で取り組むべきプロジェクト提案を示す。

○項目は、

①都市の水辺の楽しさ（水の都市軸）プロジェクト

②御堂筋リノベーションプロジェクト

③ベイエリア I Rプロジェクト

④アーティストサポートプロジェクト

⑤国際標準のホスピタリティ・プロジェクト

○これらのプロジェクトを進める中で、民間の自由なアイデアを実現するような規制改革を進める。

# 2015年 プロジェクトマップ



## 背景

- ・都心にあって、回廊のようにぐるりと川が周回している都市は世界的にも珍しく、「水の回廊」と呼ばれている。
- ・身近にある川は、歴史的にも、大阪に生きる人々にエネルギーを与え、都市の生命力となっている。
- ・大阪市の面積の約1割は川や海などの水面であり、都市の貴重なオープンスペースである河川空間では、治水整備をはじめ、環境やデザインに配慮した水と光のまちづくりが進められて、水都大阪の風景は進化している。

## 船に乗る

大阪城周辺や道頓堀といった都心を実は船で回れる。川の上から大阪を見ると、いつもと違う景色が見えてくる。大阪城や桜並木、水辺のライトアップ。

約11kmにおよぶ口の字の水の回廊を約4時間かけてゆっくりめぐる「水上さんぽ」もある

日本初水陸両方ツアー「大阪ダックツアー」  
陸上60分+大阪城や造幣局を眺めるクルージング30分のツアー。都心のオアシスをゆったりクルージングして、上陸後、歴史的建造物が立ち並ぶ街並みを駆け抜ける。楽しいおしゃべりガイドがご案内。



にぎやかな看板が見どころ。道頓堀のクルーズ、太鼓に合わせて漕ぐのが楽しいドラゴンボート

## 渡船でショートショートトリップ

- ・大阪市内の8カ所に渡し船がある。全国でもこの数の渡し船が残るのは大阪だけ。大阪港を出入りする大型船が運航できるよう橋が架けられていない岸を結んで、歩行者や自転車のために大活躍。ユニバーサル・スタジオ・ジャパン®と天保山を行き来する「天保山渡船場」は、観光客でにぎわい国際色豊か。





## 光を感じる

- ・昇りゆく朝日や沈みゆく夕陽が水面に光を注ぎ込み、都心の時間をゆるやかに変えていく。
- ・中之島に架かる橋や遊歩道、まちなかの街路や建築のライトアップも潤いを与えてくれる。光のまちづくりによって、まちの輝きが増している。

## 時代をめぐる

・中之島にかかる橋や船場などの川筋に建てられた近代建築は、大阪繁栄の歴史を語る。

三井住友銀行大阪本店、  
難波橋のシンボル・ライオン像  
水晶橋



広い空と水面がオレンジ色に輝く淀川の夜明け  
、中之島公園大噴水と南天満公園



・2004年から、道頓堀川沿いの遊歩道整備がオープンし、ミナミの中心部に憩いの場が創られたと同時に、水辺に顔を向ける川沿いの店舗も次第に増えつつある。

・2008年には、水陸の交通ターミナルとして八軒家に浜と船着場が再生されたのに続き、堂島川沿いではほたるまちの街びらきにあわせて福島港（ほたるまち港）が開港するなど、行政・企業・市民等が連携し、水都大阪の再生に取り組み、大阪都心部の河川に遊歩道・船着場が整備され、それらの魅力空間を活用した個性的なクルーズ、河川法の規制緩和を活用した日本初の常設川床「北浜テラス」、船で水辺の飲食店を巡る「大阪水辺バル」など、日本で最も先進的な水辺の利活用を行う都市となった。

・大阪を元気にするためには「水都」をテーマとしたムーブメントを一層全国に知ってもらうことが必要。お笑いやたこ焼きなどの既存イメージを刷新する新しい「大阪のブランド」として、デスティネーションとすることが鍵（委員意見）

### ○水辺空間の活用促進

- ・河川や海上の利用促進（護岸等でのカヌー等の倉庫設置の規制緩和等、河川敷をスポーツエリアに。淀川での屋形船運行）
- ・橋梁の利活用促進（店舗設置の規制緩和等）（以上、楽しいアンケート意見）

○淀川や木津川の河川敷を利用した川床をもっと整備する（委員提案(P51参照))

## 提案

◆都心部の「水の回廊」を中心に、他都市に類を見ないテーマパークやリバークルーズで世界から注目される大阪のデスティネーションとする。

・道頓堀開削400周年、大坂の陣400周年プロジェクト、さらにオリンピックを視野に道頓堀プールを核に画期的なイベントを開催。

## 1 とんぼりリバーウォークに道頓堀プールを設置。世界に類を見ないリゾート

・人に「すごい」と言わせる、全長800メートルのプールを道頓堀川に実現。世界に類を見ない一大リゾートを作るプロジェクト。春と秋～冬はエンターテインメントのステージに。道頓堀を音楽、ダンス、ファッションなどにおける分野の新しい文化の発信基地に、日本有数の革新的なまちにする。

## 規制改革

- ・道頓堀プール設置に必要な各種規制について円滑な手続きの実施(窓口の一元化等)
- ・風紀維持、個人情報保護、危険行為禁止のための規制強化



## 2 他都市にないリバークルーズの実現

・天保山・USJと大阪城を結ぶ東西軸と水の回廊がリンクする舟運ネットワーク、その他大阪城ハーバー、八軒家浜等のエリアにおけるリバークルーズを実現

## 規制改革

- ・不定期航路事業者については、同じ船着場から出発し、戻ってくる運航だけが認められている航路の緩和

## 施策

- ・ハイウェイオアシスのように立ち寄り、楽しみたくなる魅力と賑わいのあるスポット、水辺のまち拠点づくり

## 3 水辺をもっと楽しむ

中之島をはじめ河川敷地や水面の利活用に関する規制緩和を進めるとともに、給排水や電源などイベント等で利用可能な基礎的インフラを整備することにより一層恒常的な民間利活用を促進し、楽しい水辺を創出。

## 規制改革

- ・河川占用許可期間の延長(3年⇒10年)、占用許可物件追加(ポートホテル、カヌーなどの倉庫設置)

## 施策

- ・窓口一元化・手続きの簡素化など利活用しやすいルールづくり、民間の発想を取り入れやすくする仕組みづくり



実施箇所

実施主体



- 提供主体:民間、
- ターゲット:府市民、国内ビジター、外国人ビジター

天保山・USJと大阪城を結ぶ東西軸と水の回廊がリンクする  
舟運ネットワークの構築

その他リバークルーズ、スポット、水辺のまち拠点づくり

道頓堀プールを設置。

# 個別提案シートの例

提案	河川占用許可期間の延長(3年⇒10年)、占用許可物件の追加	不定期航路事業者については、同じ船着場から出発し、戻ってくる運航だけが認められている航路の緩和
<p>現行制度の概要</p>	<p>河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く）を占用しようとする者、または工作物を新築・改築し、あるいは除却しようとする者は、河川法に基づき河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>平成22年5月に策定された国土交通省成長戦略を踏まえ、全国において河川空間のオープン化を図り、都市及び地域の再生等に資するため、平成23年3月8日に河川敷地占用許可準則が一部改正された。これにより、民間事業者等による河川敷地の利用が可能となる都市・地域再生等利用区域を各河川管理者が指定することになった。</p>	<p>屋形船や遊覧船などで旅客運送をするには不定期航路事業の許可・届出が必要。旅客不定期航路事業は許可が必要。</p>
<p>課題・支障事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川占用許可期間は現在3年に限られている。</li> <li>・河川占用許可物件が限られている。</li> </ul>	<p>不定期航路で、地点出航～B地点で旅客を乗降りさせて～C地点で旅客を乗降りさせてというのは不可であり、このような乗合輸送をしたい場合は「定期航路事業」若しくは「人の運送をする内航不定期航路事業（年3日のみ）」の事業形態を併用する必要がある。許可要件は非常に厳しい</p>
<p>具体的規制の根拠</p>	<p>(河川区域内での工作物の新築等、土地の占用の許可申請（河川法第24条・第26条）河川保全区域における行為の許可の申請（河川法第55条）</p> <p>河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>占用施設①公園、運動施設、橋梁、送電線などの公共性又は公益性のある施設 ②広場など（これらと一体となすオープンカフェなど）③川床、日よけ、船上食事施設等など</p> <p>河川敷地占用許可準則の一部改正（平成23年3月8日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者による区域指定が可能になる。利用調整協議会設置義務解消。</li> </ul> <p>占用主体：②、③ともに・公的主体・利用調整協議会などにおいて適切と認められた民間事業者・河川管理者が指名した民間事業者</p>	<p>海上運送法（旅客不定期航路事業の許可）第21条 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地場の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除くを営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>（旅客不定期航路事業者の禁止行為）第21条の2 旅客不定期航路事業を営む者（以下「旅客不定期航路事業者」という。）は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路</li> <li>2. 起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないもの</li> </ol>
<p>改革の方向</p>	<p>河川占用許可期間の延長（現行では公益物件以外は3年であるが、それを10年へと延長）</p> <p>河川占用許可物件の拡大（ポートホテル、カヌーなどの倉庫設置）</p>	<p>不定期航路事業の自由化</p>
<p>緩和措置関係者</p>	<p>国土交通省（準則改正）</p>	<p>国土交通省</p>
<p>備考・留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件については府市国家戦略特区で提案</li> </ul>	

## 背景

- ・御堂筋は1937年5月11日、パリのシャンゼリゼ通りをモデルにして、幅44メートル、長さ4.2キロの4車線の車道と両側に側道を設け、電柱を地中化、約800本の銀杏を植えた筋が開通。
  - ・大手企業の中核機能やショールーム、ブランドショップ等が軒を連ね、歴史と風格があるエリア。御堂筋に出店したチャネルは「歩道が広く、銀杏並木が続く御堂筋は、パリのシャンゼリゼ通りのような雰囲気があり、御堂筋は、東洋のシャンゼリゼである」と感じ、御堂筋に出店したと言われる、
  - ・また船場地区、中之島地区では文化的、歴史的資源の集積等ハイクラスな街。
  - ・しかし近年大阪駅周辺地区、中之島地区等における再開発の進捗によりその相対的地位は低下しつつある。
  - ・御堂筋の活性化は、経済・産業、観光と、まちづくりの施策を連携させて進めていく必要がある。
  - ・大阪市においては、大阪の伝統と革新が生み出す世界的ブランドストリート「～歩いて楽しむ、24時間稼働する多機能エリアへ～」のコンセプトのもと、御堂筋フェスティバルモール化、多様な機能を併せ持つビジネス地区の形成との取り組み方針のもと、検討中。
  - ・既に、現在は最大60メートル（一部区間）としている御堂筋沿道のビルの高さ制限を200メートル級まで引き上げ、ビル壁面での映像広告も解禁する方針をすでに表明。
  - また御堂筋のうち中央大通—長堀通（約1キロ）。ビルの上から3分の1に限り、賃貸物件の入居を可能とする見込み。18階建てビルの場合、13階以上をマンションにできるとの方針を打ち出し。
- 御堂筋をリノベーションしていくには、
- ・御堂筋の空間再編成（橋爪顧問）
  - ・御堂筋のフェスティバルモール化（同上）
  - ・エリアマネジメント（同）
  - ・広告規制の緩和（委員提案）などに取り組んでいくべきである。



提案

◆御堂筋を更にリノベーションし、24時間稼働する多様な都市機能、他府県や外国人を惹きつけるクオリティの高い賑わいを創造して、東京の丸の内、銀座等を凌ぐ「シャンゼリゼ通り」にする。  
2015（シンボレイヤー）に向け、御堂筋及びその周辺エリアから都市魅力を強く発信、御堂筋のフェスティバルモール化に向けた動きを加速させていく。

1 御堂筋の空間再編成

- ・歩行者空間の充実（歩行者天国、側道（緩速車線）の空間再編など）
- ・なんば駅前を「タイムズスクエア」のように、公共空間の再編成

**規制改革** 道路使用許可の運用の緩和、道路使用許可における民間の責務等のルール化

2 御堂筋のフェスティバルモール化

**規制改革** ・フェスティバル都市大阪の実現に向けたイベント規制緩和 規制緩和の詳細は後掲

3 エリアマネジメント

- ・エリアマネジメント組織による、継続的・持続的な都市魅力発信に向けた民間主導のまちづくり、エリア運営を検討（資金調達方策等）

**規制改革** ・法的な権限でのもとで財源を確保できるBID制度の創設。

**施策** ・エリアマネジメント組織の制定

4 ハイクラスな街に相応しい広告の掲出

広告規制について、御堂筋地域におけるにぎわい創出の観点から緩和

**規制改革** ・賑わいを創出し、またハイクラスな街に相応しい広告のあり方のメリハリをつける。

実施箇所



実施主体

- 提供主体：民間
- ターゲット：府外ビジター  
外国人ビジター

# 個別提案シートの例

提案	道路使用許可の運用・道路占用許可の運用	エリアマネジメント法的な権限のもとで財源を確保できるBID制度の創設。
<p>現行制度の概要</p>	<p>○道路の占用をする場合には 道路を管理している「道路管理者」の許可を受ける必要がある。            ○道路交通法では、道路は本来、人や車が通行する目的で作られたものであり、催し物をしたり、工事や作業を行うことを目的として作られたものではなく、道路本来の目的に従って道路を使用することを「一般的使用行為」といい、それ以外の方法で使用する場合を「特別な使用行為」といいますが、この特別な使用行為が「道路使用許可」を必要とする行為です。            道路使用許可は、その行為を行う場所を管轄する警察署長（高速道路の場合は高速道路交通警察隊長）に申請し、審査を経て許可される</p>	<p>エリアマネジメントを制度化する主体として都市再生特別措置法による都市再生整備推進法人制度がある</p>
<p>課題・支障</p>	<p>大阪においては、特に道路占用許可について他府県において厳しいと言われる。許可にあたっての民間の責務等がルール化されていない。</p>	<p>日本においてはBID制度を担保する立法措置が未だ無く、エリアマネジメント組織が法的権限により財源を確保できる仕組みがない</p>
<p>具体的規制の根拠</p>	<p>道路法32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。            六、露店、商品置場その他これらに類する施設            七、前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの</p> <p>道路交通法77条第次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。            2. 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者            3. 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者            4. 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする車道</p> <p>道路交通法77条審査基準            審査基準：当該申請に係る許可対象行為が1から3までのいずれかに該当する場合は、許可をしなければならない。            1「現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき」            許可の申請の内容となっている行為をそのまま行つたとしても、その時点においては現実に交通の妨害（社会通念上許容し得る程度のものにとどまる多少の妨害は含まない。）となるおそれがないと考えられる場合をいう。            2「許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき」            許可に条件を付し、申請者が当該条件を遵守すれば、社会通念上容認できない程度の妨害を生ずるおそれがないと認められる場合をいう。            3「現に交通の妨害となるおそれはあるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき」            許可の申請の内容となっている行為が社会公共の利益がある場合又は類似の行為が許可対象行為として多く行われている実態があり、かつ、そのことが伝統的・社会的に是認されている場合に、このような行為を行う必要性と当該行為により生じる交通の妨害の程度とを比較衡量し、公益性又は社会慣習上の必要性があつてなされる要許可行為によつて得られる利益が、当該行為により生じる交通の妨害による支障等の損失を上回るため、交通に支障が生ずることもやむを得ないと認められる場合をいう。</p>	<p>参考 都市再生特別措置法（都市再生整備推進法人）            第七十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するものであつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生整備推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。            また同法で都市利便増進のための協定制度がある。            （都市利便増進協定）            第七十二条の三 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十三項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者若しくは当該区域内の建築物の所有者又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定を締結し、市町村長の認定を申請することができる。</p>
<p>改革の方向</p>	<p>・道路占用許可について、許可の運用を緩和して大阪において占用許可をよするイベント等をやりやすくする。            ・ミナミの公共空間におけるにぎわい創出と交通の安全確保に関わる公民の役割やルール明確化を行う。</p>	<p>・都市利便増進協定に財源措置を盛り込む事等BID制度の立法的制度化</p>
<p>緩和措置の関係者</p>	<p>・道路交通法の許可の運用・・・大阪府警            ・道路交通法77条の公民の役割明確化・・・国（警察庁）</p>	<p>・国（国土交通省）</p>
<p>備考</p>	<p>・</p>	<p>27</p>

# 個別提案シートの例

提案	賑わいを創出し、またハイクラスな街に相応しい広告のあり方のメリハリをつける
現行制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物法は、良好な景観の形成又は風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として制定</li> <li>・都道府県、政令市及び中核市が、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定め、必要な規制を行うことができる。</li> </ul>
課題・支障	屋外広告物法に基づく条例において規程が良好な景観に関する役割を果たしている一方、過度に、禁止物件、禁止地域が広がるために、街のにぎわいを損ねている
具体的規制の根拠	<p>屋外広告物法第3条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。</p> <p>四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの</p> <p>五 公園、緑地、古墳又は墓地</p> <p>2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。</p> <p>(広告物の表示等の制限)</p> <p>第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。屋外広告物法及び条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府市屋外広告物条例で規定、景観法関係</li> <li>・大阪市建築美観誘導基準</li> </ul> <p>例) 壁面から突出する広告物の突出幅は1m以内とし、広告物の下端までの高さは3.5メートル以上とする。</p> <p>広告物の表面積は建築物の各面ごとに1/10以内、かつ50㎡以内 点滅又は動く広告は原則として設置しない ・窓面利用の広告は設置しない</p>
改革の方向	ビル壁面で禁止してきた映像広告などの電子看板（デジタルサイネージ）の設置解禁など沿道ビル広告の設置規準の見直し
関係先	法：国土交通省、条例・誘導要綱については大阪市。
備考・留意点	

## 背景

・**統合型リゾート（IR）**は経済活性化の切り札。  
 ・成長戦略の推進のためには、成長産業として観光産業を位置づけ、海外からの投資を積極的に呼び込むことが必要。とりわけ統合型リゾート（IR）の立地は、シンガポールの成功に見られるように、わが国の魅力創出につながり、経済成長の起爆剤となる  
 ・カジノ法案の行方は、参院選後の動向を見守る必要があるが、カジノが解禁されれば、有力外資オペレータの誘致は東京との一騎打ちの競争になる。仮にカジノ解禁が実現しなくても、大阪湾岸地区にユニバーサル・スタジオに続く大型アミューズメント施設を誘致できれば、大阪の経済活性化につながる。大阪へのこうした巨大資本誘致の為に、例えば夢洲をこれら許認可の包括的規制緩和地区に指定することが必要（委員提案P47）

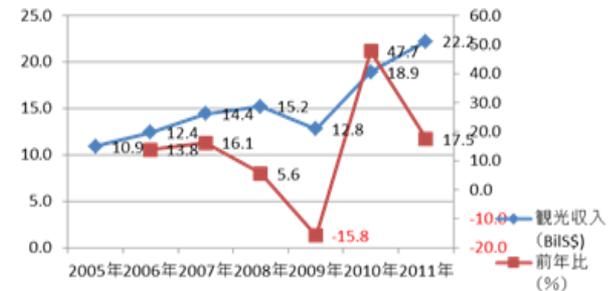
・**e-Sports（Electronic sports）**とは操作に高度な技能が必要となる対戦型ビデオゲームを用いた競技のこと。スポーツ競技の一種としての電子ゲームである。e-Sportsの競技会が開かれ賞金をかけて競うこともあり、大会の様子は様々なメディアで観客に提供され、プロスポーツと同じようにエンターテインメントとして楽しめるものになっている。サッカーやテニスというフィジカルなスポーツを電子化したものとは限らない。仮想の格闘技などがある。世界のeスポーツ人口は5500万人といわれる。大阪や近畿という土地柄は、デジタルゲームやeスポーツに地の利があると思われる。グランフロント大阪あるいはインテックス大阪などを利用した国際的なeスポーツ大会や、学会の開催を行うとともに、恒常的には都心ネットカフェをデジタルゲームやeスポーツ集積地に変えていくことが可能ではないか。他方で、デジタルというフットルース産業の特質からみて、早く着手して早く地域ブランドを作ったほうが勝ちということも大事なポイントである。（委員提案P50）

・また、**コンベンションや見本市**が今後の賑わいの創出のためにも極めて有意義であり、海外と競争して優位性のある見本市とすることが必要。（事業者ヒアリング）

シンガポールの観光客数の推移



シンガポールの観光収入の推移



【シンガポールのIR(2施設)による経済波及効果等】 ※2010年オープン

◆観光客数: 前年比約20%増 ◆観光収入: 前年比約48%増 ◆雇用創出: 約6万人

## 提案

◆大阪活性化のためには、カジノを含むIRは切り札となる、大阪としてその出口戦略を早期に作るべき。大阪がアーティストの表現の場となるとともに、大阪の顔として、市民・府民が楽しむほか内外からの名物となるためには、アーティストが表現活動を行いやすい環境や、サポートの仕組みづくりを行う

## 1 カジノを含むIR戦略

## 規制改革

・カジノを含む統合型リゾートに関する法律の議員立法での提案を検討中。なお現在の案では、法律は、まず推進法で国民的議論を高めるとともに、次に整備法で地域選定等の手続きを定めるという2段階。

## 施策

・「統合型リゾート戦略」で場所を特定し、早期に計画し、事業者、外国資本を含めたスポンサーを大阪に誘致

## 2 大阪を早めにE-SPORTSのメッカに着手

・スポーツ競技の一種としての電子ゲームであるe-Sportsの競技会を大阪に根づかせて、大阪を早めにブランド化する

## 規制改革

・風俗営業法やとばく法の適用についての緩和

## 施策

・ゲームの楽しく学べる学校教材への利用、遊びながら高齢者の運動神経維持への利用などの啓発

## 3 見本市・展示会フリーポート化

国際見本市について、海外の展示会都市では、展示物にかかる関税は一時的輸入制度を導入するなどの優遇が行われている。大阪においても課税や手続きの簡素化において世界最高水準を目指す。

## 制度改革

・全国の国際的大規模展示会場において、海外出展者の商品にかかる関税、海外バイヤーの消費税を免除。コンベンション、見本市参加者の短期査証の規制緩和(身元受入制度の充実)

## 実施主体

- 提供主体：民間
- ターゲット：府外ビジター、外国人ビジター

# 個別提案シートの例

提案	カジノの実施	展示会フリーポート化にかかる関税法・消費税法の適用除外
現行制度の概要	現在、日本においてはカジノ及びテレビゲーム等において、賭博を含むゲームは禁止されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示会場が関税法62条の2（保税展示場の許可）によって、所轄税関長から保税展示場の許可を得ていれば、船舶や航空機から荷卸した展示品を保税品として、関税法62条の3（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続き）により、当該展示場に搬入できる。</li> <li>・展示会場が、保税展示場の許可を受けていない場合は、関税定率法第17条第1項第9号（1年以内に再輸出の条件付き輸入で、博覧会、展覧会、共進会、品評会、その他これらに類するものに出品するための物品）により、場合によっては、展示する外国貨物の免税額に見合う担保を所轄税関長に差し入れることで、展示会場に保税で搬入できる。</li> </ul> 出展商品を会場で販売する場合、通常の輸出通関をして持ち込みが必要
課題・支障事例	カジノの開設ができない。またテレビゲームにおける賭け事が禁止されており、E-SPORTsの魅力に劣っている。	日本での国際的大規模展示会開催の魅力の維持は困難になっている。 その障壁の最たるものが、海外企業が出展製品を日本に持ち込む際に課される関税およびそれに関する複雑な手続きである。その結果、例えば海外企業が日本の宝飾展と香港（都市全体がフリーポート）の宝飾展のいずれかに出展することを検討する際、香港の宝飾展を選択するというようなケースが続出している。
具体的規制の根拠	（常習賭博及び賭博場開張等凶利罪） 刑法第186条 1.常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する。 2.賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する。	大規模国際見本市出展における外国企業等の通関手続きの簡素化 ・免税額に見合う担保差し入れ等を省略し、原則免税に。  ※関税定率法 ※関税法 ※物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律
改革の方向	カジノを含む統合型リゾートの整備にあたり、当該カジノにおいて立法措置により刑法186条の適用を行わないようにする。	国際的大規模展示会場において開催される展示会に、海外企業等の出展者が商品等を持ち込む際、および商品を販売する際、関税を免税とする。また、海外バイヤーが展示物を購入する際、消費税を免税とする。
関係先	法改正	法改正（財務省）
備考・留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、超党派の「国際観光産業振興議員連盟」によるIR推進法の国会提案が議論されている。</li> <li>・IRの推進に当たっては、都市魅力向上や雇用創出、新たな税収などのメリットの活用とともに、そのデメリット（依存症、青少年への悪影響、犯罪・不正行為等）への十分な対応の検討が必要。</li> </ul>	

## 背景

- ・まちが楽しいということは、芸術や文化活動が、自由にかつ活発に行われ、そのような活動をするアーティスト等が多く集積すること。
- ・大阪は、歴史的にも、芸術・文化活動が活発に行われ、また官民がそれらを支える土壌を有してきている。
- ・これにより町の品格を向上させ、市民の楽しみと郷土愛を増進できる。また青少年の教育向上に資するほか、観光資源としても活用できる。
- ・大阪では、大阪のまちをアーティストの発表の場として「カンヴァス」に見立て、公共空間とアートのコラボレーションによって、都市や地域の新たな魅力を発見、発信することと、アーティストが、アイデアと想いを実現できる機会を得ることを目的に、「おおさかカンヴァス推進事業」が平成22年度から繰り広げられてきている。
- また平成24年4月1日、アーティストやデザイナーなど創造的な活動を行う人々の拠点施設として、「大阪府立江之子島文化芸術創造センター」がオープンした。
- ・さらに、大阪に日本で唯一の全米美術大学協会（AICAD）の海外加盟大学であり、西日本における総合芸術大学としては最大規模の大学である大阪芸術大学を控え、多くのユニークなアーティストを輩出している。
- ・今後芸術文化を一層発展させ、大阪がアーティストの表現の場となるとともに、大阪の顔として、市民・府民が楽しむほか内外からの名物となるためには、アーティストが表現活動を行いやすい環境や、サポートの仕組みづくりを行っていくことが必要である。(委員提案)



大阪カンヴァス推進事業



大阪府立江之子島文化芸術創造センター

提案

◆大阪がアーティストの表現の場となるとともに、大阪の顔として、市民・府民が楽しむほか内外からの名物となるためには、アーティストが表現活動を行いやすい環境や、サポートの仕組みづくりを行う

1 公共住宅でのアトリエ設置

・公共住宅にアトリエ付き住宅として整備し、物価や生活費の安さを活用して、一定の実績又は才能の認められた若者芸術家芸能人の生活空間とする（ニューヨークハーレムの開発方式）

**規制改革** 現在の公共住宅においてアトリエ付き住宅等を整備可能とし補助対象とする

**施策** 当該入居者について芸術芸能活動評価により家賃減免等を実施

2 うめきた2期工事期間中のアート開放

・うめきた2期工事がこれからはじまろうとするが、この広大な工事現場に敷設される工事堀は工事堀はアート表現の場に相応しい。1期と同様、こちらに表現の場づくりの仕組みづくりを行う。

**規制改革** 工事区域外の道路部分において工事堀が使用許可、占有許可で必要な場合はその柔軟適用

**施策** ・2期建設事業期間（H27年～H38年頃）におけるアート開放の仕組みづくり

3 文化芸術集中地区の設置

・公有地を活用して、文化施設の集積方法として、一定区域において民間文化施設に公立施設としての名称を与え、設置者の名称を冠する。公共用地を無償貸与できる制度を設置

**制度改革** 民間文化施設に公立施設としての名称を与える。土地・施設及び展示物の寄付者は当該指定管理者としての資格を付与。また指定地域において寄付者のネーミングライツを認める。

実施主体

- 提供主体：民間、大阪市
- ターゲット：内外のアーティスト

実施箇所



# 個別提案シートの例

提案	現在の公共住宅においてアトリエ付き住宅等を整備可能とし補助対象とする	工事区域外の道路部分において工事堀が使用許可、占有許可が必要な場合はその柔軟適用
現行制度の概要	公営住宅は、居住の用以外に用途を変更することは禁止している。	<p>前述の道路使用許可、占有許可を参照</p>
課題・支障事例	現在の公営住宅ではアトリエ付き住宅を整備することは不可能	
具体的規制の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者(本来施策対象者)に対して低廉な家賃で賃貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした住宅であるので、原則的に居住の用以外にその用途を変更することを禁止（公営住宅法第27条第3項）しており、市営住宅条例においても、市営住宅を定められた用途以外に使用することを禁止している（条例第32条第1項第2号）。</li> <li>・また現在の公営住宅は国からの交付金を得て整備しているが公営住宅法の対象とならないものについては、補助対象とならない。</li> </ul>	
改革の方向	・アトリエ付き住宅をはじめ、低所得者で芸術文化活動を行う者に対する活動拠点の整備について、それを公営住宅法や条例による対象とすること。	
関係先	・国（国土交通省）による公営住宅法においてその対象とすること、交付金の対象事業とすること。	
備考・留意点		

## 背景

- ・円安の進行、日本のインバウンド勧誘努力により大阪を訪問するインバウンドも増加。
  - ・しかしインバウンドを受け入れるには、国際標準、すなわち外国人のニーズに応じた「ホスピタリティ」という点で不十分
- 1 言語問題
    - ・地下鉄や私鉄の英語、中国語表記等は徐々に浸透
    - ・通訳ガイドを行う通訳案内士が絶対数が不足、また増加する外国人の言語に応じた案内士がいない。実態は、留学生やツアーコンダクターが案内している状況。通訳案内士は、報酬を得てガイドを行うには通訳案内士の資格が必要とされているが、通訳士業独占をさせる仕組みが適当ではない（事業者ヒア）
  - 2 IT環境
    - ・ホテルの客室個室や、公共交通機関等の施設などで、WiFiなど無線で、無料でモバイル通信を行える環境が絶対的に不足している。
  - 3 大阪の観光地がステレオタイプ化
    - ・大阪はUSJ、海遊館、大阪城、買い物とステレオタイプ化。なかなか広がってない。
    - ・外国人が喜びそうでありながら、DESTINATION化されていないスポットがある。（委員意見）
  - 4 周遊手段
    - ・地下鉄、公共交通機関の終電が早い（観光局長ヒア）
    - ・ショッピングや訪問地における観光バスの駐車場不足。（事業者ヒア）
    - ・観光施設やホテルといった集客施設でバス専用駐車場を保有しているところは少なく、多くの集客施設において観光バスの乗降は付近の路上で行われている。観光バスの路上駐車は交通渋滞の一要因となつており、路上での観光客の乗降は交通安全上の問題にもなっている。
    - ・一方バスの運転手の労働時間制限により、夜間の買い物需要にバスが答えられないなど、評判が悪い。（事業者ヒア）

## 提案

## 1 通訳ガイドを自由化し、通訳ニーズに応える

- ・観光インバウンドのニーズに応じて、通訳者の資格の有無にかかわらず、自由に通訳できるようにする。  
通訳する者の能力の証明のため、現在の通訳案内士は能力の証明制度に替える。

## 規制改革

- ・通訳案内士の業独占を廃止し、原則通訳を自由化。通訳の質への対応のため現在の通訳案内士は能力証明制度とする

## 2 外国人旅行者にとって国際標準である無料WiFi環境を集中整備

- ・ホテルや、観光地、駅、空港等外国人観光客のスポットにおいて、無料のWiFiによるネット通信が可能なのは国際標準であり、外国人が当たり前のように求める。これらを集中して整備する。

## 施策

- ・WiFi環境を官民で整備、とりわけホテル客室、空港、鉄道駅ターミナル、集客施設等を優先して整備。整備スポットを紹介するサイト等や広告を掲示



## 3 外国人に人気のある歴史的建築物を活用、建築物を大阪のデスティネーションに

- ・梅田スカイビルが英高級紙「ザ・タイムズ」などに世界を代表する20の建造物として紹介されて以来、「このビルのデザインは本当に凄い！超カッコイイ。」と海外の観光ガイドで次々掲載されるようになり年々外国人観光者が増えている。大阪のレトロ建築物の活用や、人気建築物を観光デスティネーションに。



## 規制改革

- ・歴史的建築物の活用(建築基準法や消防法の適用除外、旅館業法の規制緩和等により宿泊を可能とする。

## 施策

- ・歴史的建築物や外国人が訪れたい建築物のガイドを組み込む

## 4 周遊しやすい大阪

- ・公共交通機関の終電時間の繰り下げ、ホテルや施設における駐車場をより柔軟に確保することにより、より周遊しやすい大阪を実現

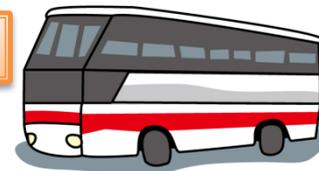
## 規制改革

- ・道路における駐停車規制の運用変更

## 施策

- ・公共交通機関の終電時間の繰り下げ

- 提供主体：大阪観光局、民間
- ターゲット：外国人ビジター



# 個別提案シートの例

提案	歴史的建築物を活用できるよう、建築基準法の適用除外、消防法の適用除外、旅館業法の適用除外	通訳案内士業
現行制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法3条1項3号に基づき、文化財保護条例等による保存建築物として特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定することで、建築基準法を適用除外とすることが可能となっている</li> <li>・消防庁又は消防署長が消防法施行令32条に定める基準の適用除外が可能</li> <li>・また歴史的建築物を旅館に活用する場合は、旅館業法上の施設基準を満たさなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳案内士は、通訳案内士法において報酬を受けて、外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する業を営もうとする者は観光庁長官の行う通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けなければならない。登録を受けずに報酬を得て通訳案内を業として行くと、50万円以下の罰金が科される。</li> </ul>
課題・支障事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建築物を活用しようとする、その都度建築審査会に付議しなければならない。</li> <li>・歴史的建築物を旅館として活用しようとする、旅館業法の施設基準を全部満たさなければならない（例えばフロントを置くなど）このため断念せざるを得ないケースが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳の数が不足している。希少な言語に対応できていない。</li> <li>・留学生のアルバイトや外国人ツアーコンダクターが案内を行っている状態。</li> </ul>
具体的規制の根拠	<p>○建築基準法第3条1項3号 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない 三文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの</p> <p>○消防法施行令32条 第32条 消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。</p> <p>○旅館業法施行令（構造設備の基準）（構造設備の基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 客室の数は、十室以上であること。</li> <li>二 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 一客室の床面積は、九平方メートル以上であること。</li> <li>ロ 寝具は、洋式のものであること。</li> <li>ハ 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。</li> </ol> </li> <li>三 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。</li> <li>四 和式の構造設備による客室は、第二項第二号に該当するものであること。</li> <li>五 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。</li> <li>六 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</li> <li>七 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。</li> <li>八 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。</li> <li>九 当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備があること。</li> <li>十 便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共同用のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること。</li> </ol>	<p>通訳案内業法2条。3条、18条36条</p> <p>第二条 通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。</p> <p>第三条 通訳案内士試験に合格した者は、通訳案内士となる資格を有する。</p> <p>第十八条 通訳案内士となる資格を有する者が通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。</p> <p>第三十六条 通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。</p> <p>・総合特区の地域活性化特区で①総合特区案内士となることを希望する者に対して一定の研修を実施し、当該研修課程の修了者は当該区域内での通訳案内が認められることとなる。この場合、総合特区自治体に通訳ガイドの資質管理について一定の独自性と自由度を与えて、効果的に「当地ガイド」の育成、確保及び活用を可能にした。総合特区案内士の登録：総合特区案内士となる資格を有するに至った者は、総合特区自治体の登録を受けなければならない</p>
改革の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法の適用除外の手続きの簡素化、旅館業法の一部適用除外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の廃止を行い、業独占としない。または質の担保を図るならば、能力証明資格とし、登録者の業独占としない。</li> </ul>
緩和措置の関係者	<p>国家戦略特区の適用又は当該規制緩和措置の全国展開（法律改正）</p>	<p>法律の改正</p>
備考・留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は現在国家戦略特区における規制改革の特例事項の案とされている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は総合特区案内士ではなく、業独占から外すことを目的とする</li> </ul>

# 第4章

## 規制改革提案

- 第4章では2015年に向けて、事業者等が活動しやすい環境づくりを進めるために取り組むべき規制改革についての提案を示す。
- 項目は、
  - ①フェスティバル都市大阪の実現に向けたイベント規制緩和
  - ②エンターテインメント関連事業者等の活動支援
  - ③新しい都市空間としてのパークマネジメント
- これらのプロジェクトを進める中で、民間の自由なアイデアを実現するような規制改革を進める。

## 規制緩和提案① フェスティバル都市大阪の実現に向けたイベント規制緩和

〔提案内容、ニーズの背景〕

- ・大阪が楽しさでとりわけ近畿周辺や他府県からの交流人口を確保するため、人を惹きつけるイベント・フェスティバルを年中開催。  
例) 自転車レース、歩行者天国、路上店舗・屋台の設置、公道でのレース・パレードなど)
- ・このため公道、河川、公園などの使用・占有及び広告等について、イベントを開催しやすくするための必要な規制緩和を実施。
- ・イベント等の実施においては、担当官庁が分かれ、また規制に抵触するかどうかグレーゾーンや不明な場合も多い。このため、規制に関する事前確認制度などカウンスル制度を創設。

### 必要な規制改革

規制改革項目	根拠規定	実践方法
イベント開催に必要な規制緩和 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路使用許可（歩行者専用、歩行者用道路）（道路交通法）の許可をしやすくする。</li> <li>・道路使用許可、道路占用許可を取得しやすくする。</li> <li>・都市園における占有、構築物の高さ規制緩和（法改正）</li> <li>・イベント時の公道等のスポンサー露出、サンプリング配布、緩和</li> <li>・公園での占有、構築物建設の緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法の運用</li> <li>・道路法の運用</li> <li>・都市公園法</li> <li>・屋外広告物法、条例、運用</li> <li>・食品衛生法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法、道路法の運用（場合によっては法改正）</li> </ul>

※イベントカウンスルの設置・・・イベント等の具体的な事業計画に即して、あらかじめ、規制の適用の有無を確認できる制度を創設。

提案	道路占用許可の運用	道路使用	河川においてイベント等を実施する場合	屋外広告	景観
現行制度の概要	露店、看板等にかかる道路管理者による占用許可	露店、屋台、広告板、イベントなどを道路を使用する場合、許可	露店、看板等河川区域内の土地を占有する場合は河川管理者の許可	看板、貼り紙、広告塔など、区域により許可、表示制限	景観計画に定める地域において、建築物、屋外広告物については、届出
ヒアリング等による課題・支障事例		・許可が出にくいという声が多い。	・河川占有が可能となる物件を増やしてほしい ・占有期間延長	・イベント時の公道等のスポンサー露出、サンプリング配布の制限 ・デジタルサイネージの制限	
具体的規制の根拠	道路法32条 許可、許可対象物件（電柱、露店など）、政令（期間、場所・物件の構造）	道路交通法77条	準則 ・主体（地方公共団体、公益法人など、施設（売店、河川教育施設など） ・要件（治水上又は利水上の支障を生じないこと。他の者の河川の利用を妨げないこと	法に基づいて条例設置 条例：許可区域、禁止区域を定める 規則：大きさなどを定める	景観法 良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い条例で定める行為などは届出。
改革の方向	・前述の道路占用、道路使用、河川占用等参照				
関係先	地方自治体	警察	国土交通省	国土交通省、地方自治体	国土交通省、地方自治体
備考・留意点					

## 規制緩和提案② エンターテインメント関連事業者等の活動支援

### 〔提案趣旨〕

- ・楽しさやエンターテインメントに関する事業者が事業を運営する上で、手続や規制レベルで様々な支障がある。サービス事業者が、顧客ニーズに応じて迅速に事業遂行するために必要な規制緩和を行うべき

### 必要な規制改革

規制改革項目	根拠規定	実践方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>① ダンスクラブ規制</li> <li>② 風営法の営業時間</li> <li>③ 少量危険物貯蔵がその都度届出 花火等の際、都度届出の煩雑さ等</li> <li>④ 電気用品のPSEマーク（高機能 の海外製品を使用する場合PSE マーク取得が必要）</li> <li>⑤ 酒類販売、屋外食品販売（酒類は 予め定められたところのみ、店舗 ごとに認める。屋外食品販売の制 限）</li> <li>⑥ 船舶の航行許可（特定水面の許可 を得ても、船の変更や操縦人員を 変える場合申請が必要</li> <li>⑦ 夜間航行の制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 風営法</li> <li>② 風営法</li> <li>③ 消防法、火薬取締法、市火災 予防条例、施行規則</li> <li>④ 電気用品安全法に関する解 釈・ツーリストモデルに関す る例外承認制度</li> <li>⑤ 酒税法、食品安全法</li> <li>⑥ 船舶安全法、船舶職員法</li> <li>⑦ 海上交通安全法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法改正</li> <li>② 法改正⇒条例改正</li> <li>③ 条例等の柔軟な運用</li> <li>④ 国における例外承認 の当てはめ</li> <li>⑤ 法等の柔軟な運用</li> <li>⑥ 法改正</li> <li>⑦ 法改正</li> </ul>

# 個別提案シートの例

テーマ(カテゴリ)	ダンスクラブ規制	風俗営業法の営業
現行制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店内に設備を設けて客にダンスをさせ、かつ飲食物を提供するクラブは、風営法が定める3号営業に該当し、公安委員会に届け出て営業の許可が必要。許可を得ると、午前0時以降（繁華街などは午前1時以降）は営業できない。</li> <li>・風営法が定める“ダンス”は、ワルツやタンゴ、タップダンス、ジャズダンス、盆踊りなど、すべてが該当する可能性があるが、今般警察庁は飲食を伴わない4号営業に関しては社交ダンスの様に男女がペアとなって踊るダンスを規制の対象とし、ヒップホップや盆踊りなど男女がペアと通常ならない様なダンスに関しては直ちに規制の対象とならない。但し、著しく狭い場所で大人数が踊る場合は男女間の享乐的雰囲気や過度になる可能性もあるので規制の対象となるとされている。</li> <li>・飲食を伴う3号営業に関しては男女がペアとなるダンス以外も原則として規制の対象になるとされている。</li> <li>・許可を取るためには、客室の床面積が66㎡以上あり、かつダンスをさせる部分がその面積の5分の1以上あることが必要であり、許可を得ても深夜のダンスは禁止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深夜飲食店における遊興行為について現在0時以降は禁止されている。条例により特別に定める場合は1時。</li> </ul>
課題・支障事例	<p>ダンス・クラブは、風営法で「ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」を定めており、午前0時以降の営業規制等があり。大阪においてはこれらを厳格に解した摘発が相次いでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深夜飲食店における遊興行為について現在0時以降は禁止されている（キタ・ミナミについては1時）風営法の適用の無い酒類提供飲食店営業を届けで実質的に風営法を営んでいる事業者も多い。顧客・事業者の延長ニーズは高い。&lt;行政書士、ビジネスコンサル&gt;</li> </ul>
具体的規制の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○風営法 第2条第1項第1号、同第3号、同第4号</li> <li>○客にダンスをさせる営業に係る質疑応答について（平成24年12月17日 警察庁丁保発第188号）</li> <li>○風営法施行条例 第4条、第5条、○風営法施行条例施行規則 第5条</li> </ul>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律13条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○風営法施行令 第7条の2、○風営法施行条例 第4条、第5条</li> <li>○風営法施行条例施行規則 第5条</li> </ul> <p>風俗営業者は、午前零時（都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日にあつては当該事情のある地域として当該条例で定める地域内は午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日にあつては午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前1時）から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。《改正》平10法55 2 都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、前項の規定によるほか、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができる。</p>
方向性	<p>ダンスクラブ規制について、深夜営業の禁止等の風俗営業法の適用を外すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な延長の希望がおおいところであるが、一概の延長は治安上の問題もある。このため、遊興行為（ショー、生演奏等で客を楽しませる行為）の時間規制（現行：午前0時以降禁止）について、外国人等訪問客ニーズや周辺環境への影響を考慮しつつ、時間延長を実施するべきである。</li> </ul>
関係先	<p>法改正（警察庁）</p>	<p>時間の延長⇒法改正（警察庁）</p>
備考・留意点	<p>また警察では・無許可のクラブ営業による深夜・早朝の騒音問題や喧嘩等が多発するとともに、地元町会からの強い取締要望を受け、立入りにより指導警告を実施したにもかかわらず、これに従わない店舗について摘発を行っているとの見解</p>	

# 個別提案シートの例

テーマ(カテゴリ)	少量危険物貯蔵や、花火等の都度届出など	電気用品のPSEマーク	酒類販売、食品屋外販売
現行制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花火等の煙火を使用する場合には、消防法及び各自治体の条例に基づき、その都度届出を行う必要がある。</li> <li>・危険物の貯蔵又は取扱いについては、危険物（指定数量により規定）を貯蔵、または取扱おうとする者は、あらかじめ、届け出が必要。 （指定数量以上：法で規制、指定数量以下：届出や取扱い基準を条例で規定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法及び政令で定められた電気用品について、製造又は輸入の事業を行う者は、事業開始の日から30日以内に、経済産業大臣に届け出なければならない。</li> <li>・届出事業者は、届出の型式の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、技術上の基準に適合するようになければならない。また、これらの電気用品について（自主）検査を行い、検査記録を作成し、保存しなければならない。</li> <li>・上記2項目を履行した場合は、PSEマークを表示でき、表示がない電気用品を販売し、または販売の目的で陳列してはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類の販売を行う際は、酒税法に基づき、税務署に申請し、販売免許を得る必要がある。</li> <li>・露店営業については、法の規定により、保健所に対して、営業の許可申請を行う。</li> </ul>
課題・支障事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花火をする場合、各自治体の運用により届出先が複数となる場合があり、手続きが煩雑となる。 （例えば、煙火使用：所轄消防署、火薬関係：消防局）</li> <li>・電源車といった移動が容易な危険物についても、その移動のたびに、都度届出が必要となってくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内製よりも機能性に優れている外国製の機器を使用しなくとも、PSEマークを取得していなければ使用できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類の販売は決められたところでしかできないなか、アミューズメント施設は敷地全体ではなく、敷地内の店舗ごとに認められる現状となっている。（一方、野球場では、敷地内の店舗ではなく、売り子なども含め、球場敷地全体で認められている。）</li> <li>・アミューズメント施設での屋外での食品等の販売は、一般的な露店とは違い、給排水や電気設備等も整えているが、露店と同様の扱いとなり、販売できる内容が非常に制限される。</li> </ul>
具体的規制の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防法、消防法施行令第5条～第5条の5、第9条の4 各市町村条例における規定・運用</li> <li>○火薬取締法第25条第1項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電気用品安全法第2、3、8、10、12、27条 電気用品安全法施行令</li> <li>○電気用品の技術基準の解釈(経済産業省)</li> <li>○例外承認制度（ツーリストモデルに対する例外承認制度）(経済産業省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○酒税法第9条第1項</li> <li>○食品衛生法第52条</li> <li>○府食品衛生法施行条例、施行規則 露店による食品営業取扱要綱 （府下保健所を設置する自治体が制定。内容は同一）</li> </ul>
方向性	消防関係の届出等について、各市町村等において、条例等の柔軟な運用を実施 （手続きの簡素化、事業者への相談対応など）	例外承認制度で認められている製品の対象拡大 （現在は、リチウムイオン蓄電池、アンティーク照明、ヴィンテージもの、いわゆるツーリストモデル等のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税法による販売免許交付や、露店の取扱いの柔軟な運用</li> </ul>
関係先	各市町村の消防関係部署	例外承認制度の対象拡大（経済産業省）	酒類：国税庁、露店：府下保健所設置自治体
備考・留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災発生時等における迅速な対応および被害拡大防止のために、消防署が煙火の使用や危険物等を事前に把握することは必要。</li> </ul>		

〔提案趣旨〕

- ・公園の管理、運営について総点検し、新たなパークマネジメントを構築。これまでの保全・管理という観点から利活用促進、特色づくりという観点へ転換
- ・公園での利活用がしにくいという課題があり、イベント（例：公園内自転車レース）などを開催しやすくする。また、規制緩和の観点からは、事業者等への占有、建築制限等の緩和より一層特色づけ「楽しい」公園を実現

必要な規制改革

規制改革項目	根拠規定	実践方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園での占有、構築物建設の緩和</li> <li>・パークマネジメントとしてのB I D 活用、マネジメントの包括委任</li> <li>・特別史跡公園への大規模店舗や商業施設の設置、イベント利活用の手続き簡易化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園法</li> <li>・文化財保護法</li> <li>・B I Dを可能とする根拠規定の整備</li> </ul>	<p>法改正、手続きの簡素化等</p>

※実施の前提として現在の府市の公園管理・運営状況について総点検し、新たなパークマネジメントを構築

テーマ（カテゴリ）	公園
現行制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の販売や営業のための役務、ロケーション等の行為をするときは、当該市町村からの許可が必要。</li> <li>・公園施設については、法で定められた公園施設であれば、設置することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※運動施設や動物園のほか、便益施設として売店・飲食店・宿泊施設などの可能</li> <li>※設置できる建築面積は、法における2/100を参酌して、各地方公共団体が条例で規定。政令で定める特別の場合については、10/100（運動施設、備蓄倉庫など）・20/100（文化財保護法）となる。</li> </ul> </li> <li>・史跡名勝天然記念物のエリアについては文化財保護法の規定により、現状変更及び保存に影響を及ぼす恐れのある行為をするときは、文化庁長官の許可が必要となる。また、埋蔵文化財については、土木工事等のための発掘に関する届出も同様に行わなくてはならない。</li> </ul>
課題・支障事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間による大規模な投資・次号が可能となる環境整備ができない。</li> <li>・ニューヨークのブライアントパーク、サンアントニオのリバーウォークなど民間（B I D組織）に包括占用を認めてもらえれば、収益事業や集客事業を行う、あらたなパークマネジメントが可能。</li> <li>・大阪城跡エリアのような文化財保護法の規定にかかるところにおいて、イベント等を行う際には、その許可等の手続きに時間がかかる。</li> </ul>
具体的規制の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市公園法第4～7条 ほか</li> <li>  都市公園法施行令第6、8、10条 ほか</li> <li>○文化財保護法第93、125条 ほか</li> </ul>
方向性	<p>B I D等によるパークマネジメントを可能とするための法改正（国土交通省）</p> <p>イベント活用時における文化財保護に関する手続きの簡素化、迅速な許可（文化庁）</p>
備考・留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設の建ぺい率等について、法改正による規制緩和により、各市町村の条例で定められることとなった（平成24年4月1日法施行）</li> </ul>

## ※ 参考資料

これまでの議論の経過

# 堺屋会長提案

1. 医療特区
  - 混同医療の許可
  - 贅沢な病院造り
  - 外国免許の高度医療
  - 美容整形
  - 外国免許の鍼灸院
  - 外国で許可されている製薬の臨床実験
2. 教育特区
  - 大学校舎の誘致
  - 大学法人に賃貸している不動産の減免税
  - 外国人教員の採用
  - 検定外教科書の採用
  - 授業日数の自由化
3. 広告特区
  - 広告制限の緩和、奨励
  - 広告看板税の廃止
  - 広告奨励法(大阪広告コンクール)
4. 歩行者天国と自由集会場の設定
  - 歩行者天国の設定
  - 集会、行事広告の設定
5. うめきた西地区板壁絵画通りの設定
  - 絵画許可
  - アトリエ付き市営住宅の建設
  - コンクールの実施
  - 作画中の道路使用許可
  - 広告掲示
6. 道頓堀プールの事業化
  - リバーサイドウォークの有料化
  - 風紀条例
  - プール及び付属施設の設置許可
  - 水道局河川管理者の協力確約

# 余語委員提案(抜粋)

1. 大規模IR(Integrated Resort)・アミューズメント施設誘致の為の包括的規制緩和

カジノ法案の行方は、参院選後の動向を見守る必要があるが、カジノが解禁されれば、有力外資オペレータの誘致は東京との一騎打ちの競争になる。仮にカジノ解禁が実現しなくても、大阪湾岸地区にユニバーサル・スタジオに続く大型アミューズメント施設を誘致できれば、大阪の経済活性化につながる。こうしたIRや大型アミューズメント施設を開業・運営するためには、多くの規制当局が複雑にからんだ数多くの許認可が必要であり、海外ではできるのに日本では出来ない事も多い(規制改革部会Bのインタビュー参照)。大阪へのこうした巨大資本誘致の為に、例えば夢洲をこれら許認可の包括的規制緩和地区に指定する。

  - ドバイの花火(高層ビルがそのまま仕掛け花火の打ち上げベースに)
  - 酒類販売の取り扱いや、屋外での食品販売の規制
  - イベントやカーニバルを行う際の風俗営業法の適用
4. 総合的国際職業訓練校を誘致し、中小製造業などへの人材供給を支援

ドイツ・スイスなどでは、高校卒業者の5割近くが、大学では無く職業訓練校に進学し、中小企業の高い競争力を支えている。大阪地区に総合的職業訓練校を誘致し、しかも学生は国内だけでなくアジア周辺諸国から幅広く募集し、優秀な有資格者に労働ビザ認めることにより少子高齢化による人材不足を補う。(移民に対する抵抗は根強いが、資格要件を明確にする事により抵抗を緩和。留学生は帰国しても母国で役立つ手に職をつける事ができ、周辺諸国からも感謝される)

  - 職業能力の資格認定制度
  - 職安からの失業保険はクーポン化して職業訓練校で適用
  - 就学・就業ビザ要件の緩和

# 小幡委員提案

提案 ～具体のテーマを考える～

- (1)地域密着型ツアーの拡充
- (2)日曜日の御堂筋や日本橋界隈の歩行者天国、地下鉄乗車割引
- (3)自転車市民レースの開催
- (4)子どもがイキイキと育つ街づくり(子育て支援強化)

## (1) 地域密着型ツアーの拡充

<目的>

- ①公共のHPで大阪人の知らない大阪を紹介し、
- ②大阪人が大阪の魅力を再発見し、
- ③他府県や海外に大阪をアピールする
- ④他府県や海外からのリピーターを増やす

<ツアーの内容>

例えば、OSAKA旅めがねのツアーは、地域密着型で地域の暮らしを紹介するといった他の旅行会社のツアーとは違った特徴を持っています。しかし、まだ規模が小さく、コースのほとんどは大阪市内です。なお、最近では、大手旅行会社がめずらしいツアーも企画し始めているようです

このような地域密着型ツアーの企画・運営できる人材を育て、大阪市内だけでなく、府下の各市町村に拡大していくことで、大阪内外の方々に素晴らしい大阪を紹介でき、かつ地域活性化につながることを期待できます。

(「OSAKA旅めがね」のコンセプト)

ほんまもの大阪ツアー
従来の「コトコト大阪」だけでなく、地域の暮らしに根差した本物の魅力や物語を通じて、リアルで新鮮な大阪のイメージを作ります。

地域活性化
大阪人自らがわがまちの魅力を発見し、外からの来訪者とふれあう仕組みを構築することで、持続可能な観光集客と郷土愛育みの循環をつくります。

プロの案内人
エリアクルー(まち案内人)は、国内旅程管理主任者の資格を取得したプロのガイドです。独自の研修を重ね、名物案内人を排出します。

(定番ツアー例)中之島エリア、福島エリア、寺町エリア、大正エリア、野田エリア、空堀・松屋町エリア、新世界エリア、北船場エリア、鶴橋・桃谷エリア、道頓堀・難波エリア、京橋エリア、天満エリア、くいだおれツアー

<規制との関係>

大阪府、大阪市、大阪観光局などの公共HPの活用

- 多彩なモデルコース紹介
- 観光コースを設定している旅行会社へのリンク
- 観光タクシー、レンタサイクルの紹介及び民間企業HPへのリンク  
(観光タクシーやレンタサイクルの紹介は、東京都や京都市で実施)

- (2) 日曜日の御堂筋や日本橋界隈の歩行者天国、地下鉄乗車割引  
休日に、大阪市内で人が移動しやすくするため、  
・日曜日に、地下鉄の乗車割引を行う。例えば3割引き  
・日曜日に、例えば、御堂筋の一部や日本橋界隈を歩行者天国にする。

なお、歩行者天国については、府民に希望する箇所のアンケートを実施してはどうか

大阪のキタだけではなく、ミナミ、あべのなど中心街が活気にあふれていなければ全体が沈んでしまいます。民間の努力を公が支援する意味で、上記のことを提案します。

## (3)自転車市民レースの開催

大阪マラソンは今年3回目を迎え、参加は抽選になるほど人気と なっています。マラソン人口は年々増加しているようです。

市民が参加できるもうひとつのスポーツイベントとして、子どもからシニアまで参加できる「自転車市民レース」はできないものでしょうか。自転車愛好家も多いと思われますが、都心での自転車レースの開催はあまりないようです。同時に、楽しく自転車のマナーの啓発ができればなお良いですね。

なお、自転車レースに限らず、民間が、道路等を利用した市民スポーツイベントを開催できるよう、道路等を利用するための規制・手続を簡素化することが望まれます。

#### (4)子どもがイキイキと育つ街づくり(子育て支援の強化)

上記(1)～(3)は、観光やイベント系ですが、大阪の将来に向けた成長を考えると、最重要テーマは「子どもの健やかな成長」と「女性が働きやすい環境づくり」です。

国も少子化危機については緊急に対策すべしとしています。そして、多くの課題を取り上げ、改善取組を行うべきとしています。緊急対策の「3本の矢」として「1. 子育て支援の強化」「2. 働き方改革」「3. 結婚・妊娠・出産支援」を掲げ、その取組を掲げています。

これらはすべて重要ですが、やはり、「1. 子育て支援の強化」がより緊急性が高いと考えます。若い方の要望も、「子ども手当や教育費のサポート」「託児施設の拡充」が多いようです。国との関係もありますが、大阪府・市には、ぜひ革新的に取り組んでいただきたいテーマです。

大阪では、「待機児童が多い」「夜間保育、病児保育が少ない」などの課題があります。

このため、

- ・待機児童ゼロ作戦(保育施設の充実)
- ・病児保育の充実 を期待します。

#### <規制との関係>

①大阪市は、平成26年度から保育所に株式会社の参入が決まったようです。しかし、株式会社に対して施設整備補助がないのは、国からの補助がないためでしょうか？ 社会福祉法人に対するのと同様に、株式会社に対しても行うよう国に働きかけるべきと思います。

②大阪市の保育所は認可保育所のみ。認可外保育所(駅前など便利な場所における小規模保育所)を認めていくべきでは。国も、「待機児童解消加速化プラン」を打ち出している現状なので、国に対して、大都市における規制緩和と国庫支出を求めていくべきでは。

# 吉川委員提案

大阪における「楽しい」まちづくり提案  
川富夫

20130926 吉

## 【その1】

大阪においてe-Sportsの国際ならびに全国的競技会を開催していく。そのために、選手組織、運営者組織を設立するとともに、関連する法令改正を働きかけ、長期的には、大阪におけるe-Sportsビジネスの収益化、ゲーム関連産業の発展を促す。

(1)e-Sports (Electronic sports) とは？

操作に高度な技能が必要となる対戦型ビデオゲームを用いた競技のこと。スポーツ競技の一種としての電子ゲームである。e-Sportsの競技会が開かれ賞金をかけて競うこともあり、大会の様子は様々なメディアで観客に提供され、プロスポーツと同じようにエンターテインメントとして楽しめるものになっている。サッカーやテニスというフィジカルなスポーツを電子化したものとは限らない。仮想の格闘技などがある。世界のeスポーツ人口は5500万人といわれる。

ゲームとは、もともと人間の「遊び心」や「競争心」を体現したものであるが、今日、電子技術と結合して新たな展開を迎えている。特に米国や韓国では、eスポーツ人口が多く、企業によるスポンサーシップも強いことからeスポーツプロリーグがあり、ゴルフや野球のプロ同様、一億円プレーヤーがいる。

(2)ゲーム産業

産業としてみても、ゲーム産業は成長産業のひとつである。具体例としてみれば、任天堂(京都)は「花札」製造から始まりファミコンによって大躍進した企業であり、コナミ(大阪―神戸―東京)は、ゲームソフトの開発とスポーツとの連携によって成長した企業である。

(3)最近のゲーム事情

日本では、これまで電子ゲームがファミリー向けの娯楽器として発展してきたが、ゲーム競技に不健全という印象が付きまってきたため、eスポーツ盛り上がりが見られなかった。しかし近年、eスポーツ学会の発足、eスポーツ専門紙の創刊があり、またネットカフェなどを借りた大会が行われるようになり、東京ゲームショーでの大規模な競技会も行われるようになった。また、ゲーム専門の大学学部も、大阪電気通信大学や立命館大学に創設された。

(4)大阪でのeスポーツ展開

このように、大阪や近畿という土地柄は、デジタルゲームやeスポーツに地の利があると思われる。グランフロント大阪あるいはインテックス大阪などを利用した国際的なeスポーツ大会や、学会の開催を行うとともに、恒常的には都心ネットカフェをデジタルゲームやeスポーツ集積地に変えていくこと。が可能ではないか。他方で、デジタルというフットルース産業の特質からみて、早く着手して早く地域ブランドを作ったほうが勝ちということも大事なポイントである。

(5)規制改革

デジタルゲームのイベントやeスポーツの成長にとって障害となるのが、風俗営業法やとばく法である。ネットカフェでは、風営法により18歳未満の若者の利用には時間制限があるし、とばく法により、ささやかな賭け事にも制約が大きい。これは「カジノ」に対する制限と同じ性質のものもあろうが、対象が青少年であることからいっそう規制が厳しいものとなっている。

今はまだ青少年のゲームへの埋没、という「不健康」イメージがあるが、他方で、ゲームの楽しく学べる学校教材への利用、遊びながら高齢者の運動神経維持への利用なども進んでおり、使い方によって大いに、文化や経済や福祉の向上に役立つことを広く認識してもらおう努力も必要であろう。

【その2】都市の空き空間を利用した都市農業

空き地や空き家の増加が進行するJR大阪環状線外周部の木造密集市街地で、規制緩和により土地利用の流動化が進むとともに、生鮮野菜や花きが生産される都市農業地が生まれ、隣接するコミュニティは瀟洒な住宅地に生まれ変わるといつような将来像を実現したい。

(1)米国の都市衰退

米国のデトロイト市の破たんによってふたたび、縮小都市(Shrinking City)が注目されているが、こうした現象は今日に始まったものではなく、この半世紀の間、米国北東部の旧工業地帯(クリーブランド、ヤングスタウン、ピッツバーグ、バッファローなど)を中心に進行してきたものである。

こうした人口と産業の激減は、街の様子を大きく変えることは間違いない。とくに住宅地の荒廃が問題とされる。2008年のリーマンショック以降、こうした住宅地の荒廃が一層進んだ。というのは、過剰な住宅ローンを組んで住宅を建設して居住していた勤労者層の多くが、住宅ローン負担と固定資産税負担に耐えかねて、居住放棄をしてしまったのである。

(2)都市再生へのイニシアティブ

そこで、郡政府や市政府はこれらの居住放棄地を買い集めて土地バンクを作って、再利用に向けての準備を始めている。一方、民間企業やNPOのイニシアティブで、都市内の空地を使って、生鮮野菜や花き等都市近郊農業に適した農業生産と販売を行うものが出てきた。規模の大きい都市農家は、デトロイト市内の市場に出荷するようになっている。都市農作物は農薬を使わないし、輸送コストが少ないので、都市消費者に受け入れられやすいし、農村農業生産物と比べても、十分価格、品質とも競争力があるという。

(3)衰退都市の明るい未来

都市の衰退とか市役所の財政破たんとかいうと、日本では暗いイメージでとらえられることが多いが、彼らはいったって楽観的。都市の栄枯盛衰は、地球人類の輪廻のようなものだという。自動車産業に依らずともデトロイトはいずれ蘇ると信じて疑わない。

これを少し先んじているのがピッツバーグだ。20世紀の後半、鉄鋼産業の衰退とともに企業と人口が町から転出し80年代には衰退都市の仲間入りすることになった。しかしその後、かつての環境悪化を逆手にとって、ハイテクと環境浄化先進都市として転換した。21世紀に入って、保険、教育、金融業の立地、コンベンションの開催など新しい産業が育つとともに、人口の減少にも歯止めがかかりつつある。

コンベンションの開催など新しい産業が育つとともに、人口の減少にも歯止めがかかりつつある。

#### (4) 日本の都市における衰退の兆候

日本の都市部においても、人口の高齢化、少子化によって世帯が少なくなり、局部的にせよ、居住放棄が多発するようになってきている。こうしたなかで、「空き家」問題が大きな問題としてクローズアップされてきた。都市における空き地や空き家は、なかなか厄介な問題だ。「破れ窓理論」がいうように、空き地や空き家を放っておくと、住環境が悪化し、コミュニティ全体がスラム化する可能性があるという点では米国と同じである。

#### (5) 法令など規制の役割

しかし、日本では所有権が強いので、差し押さえもできないし、税負担が軽いので自発的売却の動機も少ない。同様に、他の人や事業者に貸して利用してもらおうという動機も起きにくい。借地をいくつか集約すれば都市農園として成り立つような住宅地が都市の中に散在しながら総量として増えつつある。

日本においては、農地と宅地の間の利用転換が極めて難しいのは、同じ土地でありながら利用に関して「農地法」と「都市計画法」別個の縦割り法体系であり、所管の行政機関も別であり、固定資産税など税の扱いも農地と宅地ではまったく別世界だということに起因する。かつて都市における人口増加の時期、農地から宅地への転換の難しさが、都市の成長を制約したが、こんどは宅地から農地への転換の難しさが、都市の再生を困難にするような局面が生じつつある。

#### (6) 大阪における土地の空洞化と散在化

大阪のような大都市でも、日本全体の産業構造の転換、人口の高齢化、少子化とともに、局部的には人口と産業の空洞化と散在化が進むことは避けられないであろう。とくに古い住宅の密集市街地において「空き家」「空き地」が増え、散在し始めるとスラム化の恐れがある。

米国北東部の「縮小都市」とおなじ状況である。したがって同じ処方箋が書けそうである。

第1に、米国都市のように「土地バンク」を作ることはすぐにはできないが、「土地情報バンク」はできそうである。つまり、コミュニティにおける「空き地」「空き家」情報を適時的に把握し、コミュニティの健康状態を、地域住民と企業に知ってもらうことである。

第2には、やはり農地法、都市計画法、地方税法等の法規制の緩和を促し、土地の流動化を促すしかない。現在、TPPという外圧もあり、国において農地の利用促進のための規制緩和は議論されるようになったが、空洞化や散在化という外圧の中で、都市の宅地の生産性を上げなくてはならないという状況は同じである。都市部における土地の利用促進のための規制緩和も同じ文脈で、理解されるようになったのではないが。

#### (7) 大阪の明るい未来像

大阪の明るい未来像は、地域ごとに色とりどりであってよい。近時、うめきたや天王寺・難波周辺で商業地の価格が上昇傾向に転じたことは、都市中心部での生産性の向上への期待を反映したものであろう。他方で、JR大阪環状線外周部、とくに南部外周部には木造密集市街地が多く残されており、これまでも行政主導の市街地整備が行われてきたが、点と線に過ぎない。やはり面的な広がりを持って土地利用が転換し、土地の評価がおおきく変わるためには、経済環境の好転もさりながら、土地利用への制約が緩和し、流動化がすすむことが住民と企業に確信されなければならない。

こうした中で、JR大阪環状線外周部でも生鮮野菜や花きが生産される都市農業地が生まれ、隣接するコミュニティは、瀟洒な住宅地に生まれ変わるというような将来像が描けるのではなかろうか。

### 【その3】河川敷を活用した川床の導入

大阪はもともと「水の都」といわれたところで、「船場」の名を残すとおり、河川を利用した経済活動

が大阪の風土といってよい。そこで淀川や木津川の河川敷を活用して、「川床」を導入し、川で大阪の食文化を楽しもう、というまちづくりを実践する。

#### (1) 「河川法」の規制緩和の動向

伝統的に「河川法」による河川管理規制は大変厳しく、河川敷における恒久的な建築物の建設はもとより、一時的な利用や商行為は禁止されてきた。

しかし近年、河川管理に関する「河川法」の規制が緩和されつつあり、河川の利用が広がっている。たとえば、平成23年4月の国交省の規制緩和(河川敷地占用許可準則の一部が改正)により、民間事業者等が河川敷地をオープンカフェ、イベント広場、キャンプ場、バーベキュー場などとして利用できるようになった。

恒久的な建築物の建築は許されないだろうというのが常識になっていたのであるが、しかしそれなら京都の鴨川や貴船や高雄の「川床」のような河川敷の建築物はどうなのかという疑問が湧く。これはどうも唯一の河川法の例外を認めたもので、従来から京都府知事の許可により、河川敷の建造物建築と商行為を認めてきたことによるのである。

これまた近年の緩和の動きがある。2011年4月には、河川敷地占用許可準則の改正が行われ、河川の敷地を商業施設の利用に供することができるようになった。これを受けて隅田川の河川敷、隅田公園に隣接する河川敷地では、オープンカフェが開設された。さらに、東京都建設局では、隅田川堤防の管理用通路を利用して「川床」(川テラス)の社会実験に参加する事業者を募集し始めた。これは国交省の「準則」による「川床」の設置を見据えた動きという。

#### (2) 観光資源としての「川床」

「川床」はもともと京都の鴨川が有名で、夏になると川床で夕涼みをしながら会食を楽しむ光景がみられた。しかし近年では高さや色彩、材質が不ぞろいで、景観との調和もとれなくなり、客足が遠のいているという。

大阪はもともと「水の都」といわれたところで、「船場」の名を残すとおり、河川を利用した経済活動

が大阪の風土といってよい。そこで淀川や木津川の河川敷を活用して、「川床」を導入し、川で大阪の食文化を楽しもう、というまちづくりを実践していったらどうか。

河川は、都市の居住者や商人にとって、けっして裏木戸ではなかったはず。河川を表玄関として復活

用することは、河川を大阪の歴史と食文化と商業の合流点と再認識することからはじまり、実践の積み重ねをへて観光資源化を目指す。

第1に、地域住民や企業とともに歴史と文化のマップづくり。

第2に、イベント開催と食品や土産の販売活動。

第3に、拠点地域を選んで、「川床」の導入。

第4に、面的な広がりを実現できるところから観光資源化。

以上のプロセスをリードするためには、規制緩和を見据えた行政の働きかけが必要であろうが、近年の河川法による規制が緩和基調にあることに鑑み、「社会実験」など先行的な取り組みが効果を持つのではないかと考える。

# 大阪の規制改革についての提案大阪府・大阪市特別顧問 橋爪紳也

## 1. フェスティバル都市・大阪の実現に向け公共空間の利活用の促進を

- ・「楽しいまちづくり」に向けて、大阪は、年間を通じて様々なフェスティバルが開催されている都市をめざすべき
- ・たとえば人口46万人のエジンバラは、20世紀後半から文化・観光に特化した著名なまちに転じた。例えば8月に3～4週間にわたって行われるエジンバラ・フェスティバルは、5～6種類の大規模フェスティバルが、市内の歴史的市街地全体で、同時進行で開催されている。その際、さまざまな主体により道路、広場等の公共空間が1ヶ月程のあいだ、特定の実行委員会組織に利活用されている。公共セクターが全体の調整と許認可を担っている。（たとえばエジンバラ・フェスティバルを構成するフェスティバルのひとつ、世界最大の文化芸術フェスティバルであるプリンジフェスティバルだけでも、250ほどの会場、2,000以上の演目、30000以上の公演）
- ・大阪でも2015年大坂の陣400年プロジェクトを契機に、毎年恒例となるかたちで、公園や街路、川面などの公共空間を民間が大胆に利活用して大型フェスティバルが同時開催されるよう、規制緩和に取り組むべき。
- ・また、公共空間における民間の利活用を促進するためには、エリアマネジメントシステムの充実に向けた大阪版B I D制度の導入が必要。そのため、現在制度のあり方について検討中。新しい法制度も含めた条件整備に取り組むべき。
- ・以前、御堂筋全体をつかったストリートライブをしたいという提案を受け、検討したが具体化できなかった。街路や河川、橋梁などを「広場」「オープンスペース」として利活用することが望まれる。

## 2. 歴史的建築物の利活用の促進を

- ・中之島の中央公会堂や富田林寺内町など、大阪には様々な歴史的建築物が残っており、都市魅力資源の一つとなっているが、宿泊や飲食施設としては十分に活用されていない。活用されていない背景には、文化財保護の視点にたった、旅館業法や建築基準法、消防法などによる規制が存在。
- ・歴史的建造物の宿泊施設への転用については、スペインやポルトガルでは国が認めているが、日本では旅館など以前から宿泊施設として使っている文化財のみ認められているだけであり、原則禁止である。
- ・大阪の歴史的建築物が都市魅力の資源として、より一層活用されるためには、民間資本のコンバージョン（転用）を容易にすることが必要。制約となる規制があれば、例えば国家戦略特区制度なども活用して、緩和していくべき。
- ・たとえば旧大阪市立歴史博物館や大阪市中央公会堂、あるいは将来的に、大阪府庁大手前庁舎などの民間利用および転用が検討されることなどがあれば、飲食施設や宿泊施設としても活用できるよう、その制約となる規制は緩和していくべき。

## 3. 催事等の魅力促進に向け個別具体の規制緩和を

- ・規制により様々な催事制限等の事例が存在。催事等のより一層の魅力アップに向け、民間の創意工夫などを活かすため様々な規制緩和等に取り組むべき（別添資料）
- ・特に催事の主催と連動する屋外広告物の規制緩和が必要。広告や看板を美観を損なう「悪しきもの」という前提のもとにたった規制の類は見直し、いかにして美観や楽しさをもたらす広告を創造するのかといった観点から、諸規制を緩和するべき。屋外広告の収益で地域の美化やにぎわいつくりの原資とする「エリアマネジメント広告」を、最大限、展開できる緩和策が必要。

（行政窓口ごとに違うルールの一統化を）

- ・また、これ以外にも、フリーマーケットの仮設店舗の営業許可が消防署ごとにルールが違うなどの問題あり。自治体ごとに条例で決まっている。露店事故をふまえると、管理指導の徹底は必要だが、行政区ごとにルールがバラバラなのは民間の活動を制約。このような民間活動を規制するルールについては、例えば府全体で統一のルールを設けるべきではないか。

（大阪イベントコミッションの設立を）

- ・各地にフィルムコミッションが立ち上がり、地域活性化&PRに貢献しているように、イベントに纏わる許認可手続き作業などを一元化してはどうか。そのため、「大阪イベントコミッション」を設立、イベントに関連する情報の窓口統一および手続き&情報一元化が図れるようになればと思う。例えばまずは時期限定、エリア限定ではじめてみてはどうか

# 広告取扱事業者へのヒアリング(25年8月23日)

## 1. 広告事業等のビジネス環境の現状について

### ①大阪の状況など

- ・東京や名古屋等と比べて、大阪は規制等が厳しい(特に大阪市内)
- ・広告やイベント等の申請は、基本的に認められないという前提で協議
- ・看板が名物となっているまちは、大阪のみといえ、強みである(道頓堀や通天閣など)

### ②東京など他都市と比較しての課題

- ・警察の許可(道路使用許可、広告表現、工事仮囲の利用等)を得ることが大変困難、屋外広告の基準(意匠など)があいまいで抽象的
- ⇒同内容でも所轄により対応が異なる、不許可理由とした根拠が不明確 など
- ・イベント時の仮設の構造物の取扱い
- ⇒一般の建築物と同様の取扱いとされ、申請手続きに時間がかかる(高コスト) など
- ・道路だけでなく、河川も同様に規制が多い

## 2. 意見・要望等について

### ①屋外広告等に関する規制を緩和した「広告特区」等の設定

- ・エリアとテーマを定め、地域の特徴を活かした環境の整備。BIDを活用した実施体制
- ・景観などの個別法での規制を緩和
- ・規制がかからない看板・スペース等を行政が提供

### ②ネーミングライツ(広告禁止物件の緩和)

- ・名前の掲出だけでなく、店舗等への誘導指示やイベント利用可能とするなど、付加価値を高めるための規制緩和

### ③海外の先進事例の取入れ

- ・ドイツ(鉄道の橋脚部分に子ども向けのブロックで組んだようなデザイン)、フランス(エッフェル塔へのプロジェクション・マッピング)など海外先進事例を参考とした取組みと、そのための規制緩和

### ④広告基準の明確化、第三者審査による客観性の確保など

- ・必要最小限となる広告基準設定と、第三者機関による客観的かつ迅速な審査体制の設置
- ・屋外広告業の未登録業者への取締り・罰則の強化

### ⑤行政での入札やプロポーザル手続きの簡素化

- ・プロポーザル時の添付書類の簡素化など

[参考]規定法令

国 : 屋外広告物法(国交省所管)

地方 : 国の技術的助言(屋外広告物条例ガイドライン(案))に基づき、各自治体で条例を制定

大阪を、府民はもちろん、外国人にとっても楽しめるまちにしていきたい。観光局では4月から7月に外国人対象のアンケートを実施した。その中でも大阪を楽しいまちにするためには特に以下が必要というご意見が多数あり。規制改革会議においてもぜひご議論いただきたい。

## 1. ダンス規制の緩和

- ・外国から来られた方から、「東京にはナイトカルチャーはあるが、大阪にはない」といわれる。大阪の観光振興をやるものにとってショック。
- ・そこには風営法のダンス規制が大阪は厳しいということがあるようだ。飲食店はオールナイトでも営業できるのに、ダンスが加わると午前一時までには制限を受ける。
- ・ダンス規制はダンスホールで売春行為がやられていたころ、1948年にできた規制といわれている。世の中が変わっているのに旧態依然の規制がそのまま残っているのはいかがか。
- ・その中でも特に大阪の規制は厳しい。外国人は規制がゆるい京都や神戸に宿泊しにきている。大阪の宿泊客を逃してしまっている。
- ・外国人は、食べて呑んで踊るのがナイトカルチャー。大阪のナイトカルチャーを活性化させることが大阪を外国人にとっても楽しいまちにつながる。ぜひダンス規制の緩和を実現されたい

## 2. 地下鉄の営業時間の延長

- ・地下鉄の営業終了時間が東京に比べて早すぎる。夜にイベントをやっても地下鉄の終電を意識して客が早くに家路にむかってしまう。
- ・大阪でナイトカルチャーを盛んにさせるため、重要な交通機関である地下鉄の営業時間、特に土日の終電時間をもっと深夜まで延長されたい。大阪商工会議所からも同じ意見と伺っている。

## 3. 御堂筋等の活用

- ・現在、御堂筋はKAPPOやFESTA、大阪マラソンなどの際に、イベント活用されているが、より一層の利活用ができるようお願いしたい。
- ・たとえば、ニューヨークで行われている「バイク・NY」というイベントがある。大人も子供もいろんな方が自転車でレースを楽しめる、5万人参加のイベント。私は大阪でも、御堂筋から南港までの公道を活用して「バイク大阪」というイベントをやりたいと思う。
- ・大阪には坂が少ないので、こうしたイベントにはぴったり。しかし、オーガナイザーにきくと、様々な制約があって実現は困難と聞く。御堂筋等の公道をより一層活用できるよう規制緩和等にとりくんでいただきたい。

# 事業者ヒアリング 概要

## ◎インバウンド業者

【事業実施にあたって障害となる規制・制度】

### ①通訳案内士

・訪日外国人の有料ガイドは、通訳案内士資格が必要。しかし例えばタイからの訪日客が25万人いるにもかかわらずタイ語の資格者は18人。数的に対応できない。実際は有名無実化。

・同国のガイドがやるほうが客には好まれるが、日本語をマスターしないと試験に通らない。一方外国人の添乗員が日本で案内行為をすると違法。そこまでの資格が必要か。

※総合特区では、有名無実化した法制度を改める動きとして、特区指定地域では通訳案内士以外の者でも外国人を有償ガイドできる特例措置あり（和歌山県、泉佐野市、札幌市で導入済）

### ②貸切バスの運行時間

・団体客から、夜間に買い物や夜景をみたいというリクエストが多いが、バス運転手の労働時間の規制が厳しく、夜8時までしか案内できない。事故の影響もあって、近年ますます厳しい。

### ③旅行代金の消費税課税

・日本では旅行代金に消費税がかかる。韓国やシンガポールはインバウンド業者の旅行代金には消費税をかけていない。観光客のマーケットは韓国と競合。ただでさえ金額に差がつくのに、消費税がかかるため、ますます差がひらく。日本、大阪への集客促進のため、旅行代金を免税すべき。

【大阪の魅力づくりのために改革すべき規制・制度】

### ①ナイトライフの充実（風営法関係）

大阪はナイトライフが充実していないという声が多い。訪日観光客は、韓国から260万人、台湾から200万人。20～30代の女性を中心とした人々。欧米からも伸びてきている。そういう方々からナイトライフが乏しい、アフターディナーでミュージカル、クラブ、ダンスに楽しむ文化に親しんできた外国からの客にとって、大阪は面白くないという印象をもたれている。

### ②広告はエリアを限って魅力的なものを（景観法関係）

広告は、例えば企業名だけがでてるようなものは逆効果の場合がある。天神祭の船渡御でもスポンサー企業名が入った船をみて、外国人が興ざめしていた。また、パリではそんなに広告は目につかないようにしている。もちろん道頓堀などは外国人の撮影スポットになっている。面白い広告をエリアを限ってだすことが魅力につながるだろう。

### ③毎日縁日ストリートを大阪で（公共空間の利活用関係）

大阪は食。アジアからの客は値段にこだわるが、うどんなどを安い値段で食べれる縁日ストリートが毎日あれば、インバウンド客をそこに案内する。人気を博すること間違いなし。それは観光地やホテルの近くであることが重要。例えば御堂筋の側道や大阪城公園で開設されることを期待。

### ④観光バス等の駐停車（公共空間の利活用関係）

旅行社やバス会社からバスを止める場所の確保について要望あり。バスを停車させようとしても、ほぼそうした空間が公道にはない。

## ◎見本市業者

【大阪での見本市拡大のために改革すべき規制・制度】

### ・見本市会場を「フリーポート」にすべき

香港では出展製品の持込みに対して一切の税金が免除、世界の企業は香港の展示会に出展しやすと感じている。展示会場のフリーポート化が実現すれば、海外出展が劇的に増え、会場での商談もより活発になる。その結果、大阪に国際展が次々に生まれ、外国人の数が大幅増が見込める。

# 事業者・有識者等ヒアリング・アンケート結果(観光エンターテイメント関係抜粋)

・ヒアリング・インタビュー 平成25年1月～6月実施、アンケート調査：事業者団体・企業(平成25年3月28日～4月30日)

項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
風営法許可における建築基準法、消防法上の現場検査	府警では大阪府及び市との取り決めで、3階以上及び地下に風営店舗を設置する場合には、建築基準法上、消防法上の問題(構造上、避難路など)がないか、各行政庁の検査を受けることが必要となっている。許可権者は府公安委員会であるが、これでOKをもらわないと出店できない可能性がある。(他県にはほとんど無い取り扱いである)	・手続きは不要とするか、あるいは建築基準法上あるいは消防法上必要ならば府条例等に盛り込むべき。		○風俗営業行政における建築及び消防関係の行政庁との連携について(平成13年11月12日 警察庁丁生環発第233号) 平成13年11月12日付け消防予第393号消防庁予防課長通知の運用					風俗営業関係防火対象物の防火安全性の確保強化に係る事務処理要領について		・建築基準法上、消防法上の問題に関し、「各行政庁の検査でOKをもらわないと出店できない可能性がある。」とあるが、これについては事実確認である。 ・警察庁通達に基づき、建築及び消防関係の調査並びに調査結果に対する回答を求めているが、あくまで行政指
大阪府風営法施行条例規則と建築基準法の不整合	・大阪府風営法施行条例では第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の一部で府公安委員会規則で定める地域は特例となっている。しかしながら、建築基準法の用途地域では第1種住居地域、第2種住居地域は業種により不可とされている。条例(規則)と法律が不整合。	整合性をとるべき。	○風営法 第4条第2項第2号 ○風営法施行令 第6条 ○都市計画法、建築基準法別表第2		○風営法施行条例 第2条 ○風営法施行条例施行規則 第2条						
風営法、施行条例の営業時間	法律上は、営業時間は午前0時まで。キタ・ミナミの一部の地域のみ条例で1時までとされている。	客の方も、店のほうも、さらに国際都市としてナイトライフを楽しみたい魅力ある都市づくりからはもっと規制緩和すべき。	○風営法 第13条 ○風営法施行令 第7条の2		○風営法施行条例 第4条、第5条 ○風営法施行条例施行規則 第5条						・風営法上、風俗営業以外の営業(飲食店営業等)については営業時間の制限はない。
少量危険物の貯蔵届出	・発電車等を使用する場合、その都度届出が必要となる。	・年間で届出を行い、毎月精算などの手続きにするなど、包括届にできないのか。(車輛や機器の燃料タンク容量で届出)	消防法第9条の4		—	○市火災予防条例第60条第1項	各市町村条例	—	○指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いについて届出を行う者は、当該行為を開始する日の7日前までに、貯蔵又は取扱いを廃止した場合は遅滞なく、大阪市火災予防条例施行規則第14号様式に		
裸火、喫煙、危険物の持ち込み許可及び煙火打上げ、仕掛けの届出など	・花火等を使用する際には、その都度、3か所に届出を必要がある (本局:火薬類消費許可申請、消防署(予防):裸火、喫煙、危険物の持ち込み許可申請、消防署(警防)…煙火打上げ、仕掛け届出書) ・上記の申請量に対し、そのとおりに行わないと指摘を受けることになる。(量が多い場合だけでなく、少ない場合でも指摘対象。使用しなかったものは、別日程等での使用は認められず、全て廃棄する必要があるため、コスト増につながる)	①各行政機関への手続きを、一本化・簡素化できないのか。 ②使用しなかった火薬については、別途申請等を行うことにより、廃棄ではなく、使用できるようにできないのか。	①・消防法、消防法施行令第5条～5条の5 ・火薬取締法第25条第1項 ②・火薬取締法第22条 ・火薬類取締法第51条第3項		○市火災予防条例第24・58条、同施行規則47条	各市町村条例 各市町村条例	—	①市火災予防条例第24条の申請及び同第58条の届出は所轄消防署長あてに行う。  ・火薬類取締法第25条第1項の規定による許可申請は、本局規制課へ提出する。	②火薬類取締法の規定上、未使用の煙火については、必ずしも廃棄する必要があるため、異常等がなければその後も使用可能である。ただし、消費場所に残留せず、火薬庫等に貯蔵するなどの措置が必要となります。	56	

# 事業者・有識者等ヒアリング・アンケート結果(観光エンターテイメント関係抜粋)

・ヒアリング・インタビュー 平成25年1月～6月、アンケート調査：事業者団体・企業(平成25年3月28日～4月30日)

項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
乾燥設備の設置届	・容量の規定がなく、家庭用の容量が少ない乾燥機器を使用する場合であっても、業務で使用するのであれば、全て届出(使用や設置場所の届出)が必要。	・一定の数値基準の規定を設ける。	○消防法、消防法施行令第5条～5条の5		—	○市火災予防条例第57条、同施行規則6条	各市町村条例	—	○個人の住居に設けるもの以外は届出が必要である。		
厨房設備設置の届出	・最近の設備は総じてワット数が大きくなり、性能が上がっているにも関わらず、規制値が以前の上ままで変更されていない。	・規制値の変更(350kw⇒500kw)	○消防法施行令第5条～5条の5		—	○市火災予防条例第57条、同施行規則6条	各市町村条例	—	○1の厨房室内に設ける厨房設備の入力合計が350kw以上となる場合は届出が必要である。	○各市町村の運用による	
建物の軒下利用	・建物の軒下などで用途発生しても、利用ができない。	・屋外の軒下で用途発生した場合、床面積や建築面積参入の除外	○建築基準法(6条)	○建築基準法の告示・通達(床面積の算定方法について)				○大阪府内建築行政連絡協議会	○大阪府内建築行政連絡協議会	○大阪府内建築行政連絡協議会	
電気用品のPSEマーク	・国内製よりも機能性に優れている外国製の機器を使用したくとも、PSEマークを取得していなければ使用できない。	・PSEマークの基準に準拠している海外規格であれば、使用できるように緩和	○電気用品安全法(1条)	○電気用品安全法に関する解釈・ツーリストモデルに対する例外承認制度							
ダンスクラブの規制	ダンス・クラブは、風営法で「ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」を定めており、午前0時以降の営業規制等があり。大阪においてはこれらを厳格に解した摘発が相次いでいる。店内に設備を設けて客にダンスをさせ、かつ飲食物を提供するクラブは、風営法が定める三号規定に該当し、公安委員会に届け出て営業の許可が必要。許可を得ると、午前0時以降(繁華街などは午前1時以降)は営業できない。 ・風営法が定める“ダンス”は、ワルツやタンゴ、タップダンス、ジャズダンス、盆踊りなど、すべてが該当する可能性があるが、今般警察庁は飲食を伴わない4号営業に関しては社交ダンスの様に男女がペアとなって踊るダンスを規制の対象	「ダンス規制」である風営法第2条第1項第1号、同第3号、同第4号を削除するべき	○風営法 第2条第1項第1号、同第3号、同第4号	○客にダンスをさせる営業に係る質疑応答について(平成24年12月17日 警察庁丁発表第188号)	○風営法施行条例 第4条、第5条 ○風営法施行条例施行規則 第5条						・無許可のクラブ営業による深夜・早朝の騒音問題や喧嘩等が多発するとともに、地元町会からの強い取締要望を受け、立入りにより指導警告を実施したにもかかわらず、これに従わない店舗について摘発を行っている。
消防用設備の法定点検	・火災報知機の一時的停止が認められないことにより、演出上のスモークで報知機の警報が作動し、観覧者に誤解を与えるほか、演出が困難。(映画館での非常誘導灯は緩和されている。)	・安全性を担保するために人を配置させた場合は、報知機の一時的停止を認めてもらいたい。	○消防法、消防法施行令第21条、消防法施行規則第23条及び第24条		—			—	○自動火災報知設備の地区音響装置の一時的停止を認めていない		
風俗営業法の適用	・レジャー・アミューズメント施設として、ディスコやダンス等のイベントやカーニバルゲームを行う際に、適用対象とされている。	・適用対象を、法設置の趣旨と照らし合わせ、精査してもらいたい。	○風営法 第2条第1項第3号								・本「支障事例」に記載されている内容だけでは、その営業が風営法の規制対象となっているかどうかは判断できない。 57

# 事業者・有識者等ヒアリング・アンケート結果(観光エンターテインメント関係抜粋)

・ヒアリング・インタビュー 平成25年1月～6月実施、アンケート調査：事業者団体・企業(平成25年3月28日～4月30日)

項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
大規模小売店舗における駐車場 附置義務など	・駐車場の必要設置台数を超える場合であっても、届出が必要とされる。 ・店舗面積が申請から10%以上変更すれば、届出が必要となる。	・台数を上回る分については、届出不要と考える。 ・業種により、他施設を圧迫するものではないので、届出対象を柔軟にすべきではないか。(10%以上⇒15%以上)	○大規模小売店舗立地法、同法施行令、同法施行規則	○大規模小売店舗立地法の解説					○市大規模小売店舗立地法運用手続要綱		
船舶の航行許可など	・特定水面の許可を得ている、船を変更する場合や操縦する人員を変える場合はその都度申請が必要。	・船の装飾を変える程度であれば、申請は必要ないのではないか。	○船舶安全法・船舶職員法								
酒類販売の取扱い・食品の屋外販売など	・酒類の販売は決められたところではできないなか、アミューズメント施設は敷地全体ではなく、敷地内の店舗ごとに認められる現状となっている。(一方、野球場では、敷地内の店舗ではなく、売り子なども含め、球場敷地全体で認められている。) ・アミューズメント施設での屋外での食品等の販売は、一般的な露店とは違い、給排水や電気設備等も整えているが、露店と同様の扱いとなり、販売できる内容が非常に制限される。	・アミューズメント施設についても、野球場等と同様に、同一営業敷地を一つの営業施設と捉えてもらいたい。 ・露店販売についての法規制が、戦後に施行され大きな見直しされていないので、現状を踏まえた基準等にすべきである。	○酒税法・食品衛生法	○酒類の販売業免許の申請		○市食品衛生法施行条例、施行規則			○大阪市露店による食品営業取扱要綱		
町屋等での宿泊行為	町屋は旅館業ではなく、認可がとれなくなっている。そのため、ショートステイのようにその都度賃貸借契約を結ばなければならない。また、WEBのホテル予約システムのリストや旅行会社で扱ってもらえず、予約も取れないため、日本の観光に対してマイナスとなっている。	町屋での旅館業を認可できるようにすべき。	○旅館業法	※構造改革特区区内の一部緩和あり	○府旅館業法施行条例	○市旅館業法施行条例					【市】町家=旅館業ではないということではありません。
大阪城(国の特別史跡)の現状変更	・同エリアに大規模な土産店や商業施設については現在のところ文化庁長官の許可が得られない。	大規模な土産店や商業施設について、許可対象とすること	○文化財保護法第125条により文化庁長官の現状変更許可を受けなければならない	○現状では、事例のような現状変更については許可されない。							58

# 事業者・有識者等ヒアリング・アンケート結果(観光エンターテイメント関係抜粋)

・ヒアリング・インタビュー 平成25年1月～6月実施、アンケート調査：事業者団体・企業(平成25年3月28日～4月30日)

項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
・船舶航行の水先案内人の乗船義務緩和	・一定海域を一定基準以上の船舶が航行するには水先法により水先案内人の乗船義務がある。費用が高額であり、外国客船が瀬戸内海航行を避ける	安全性に配慮しつつ総数の引上げもあわせて検討すること。	○水先法により一定基準以上(瀬戸内海では1万総t以上)の船舶に対し水先案内人※の乗船が義務づけられている								
・夜間航行規制	・夜間航行規制についての規制緩和	安全性に配慮しつつ夜間航行も可能にする		○海上交通安全法第23条、同法施行規則第15条に基づく(巨大船等)に対する指示							
施設における空気環境測定等	・衛生環境を良好に保つために届出が必要。特に屋外等においては仮設(5日以上、演台さえあれば仮設の取扱い)でも対象とされる。 ・別法でも、特定建築物(1,000㎡以上)の空気環境測定が求められる。	・現在の衛生環境を考えると古い規制とはいえないのか。仮設の取扱いも範囲が広すぎるのではないか。	○興行場法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法施行令)	○興行場法第2条、第3条関係基準準則(技術的助言)	○府興行場法施行条例、同法施行細則	○市興行場法施行条例、同法施行細則					【市】届出は不要。特定建築物は、3,000㎡以上。建築物衛生法で測定していれば、興行場法で別途測定する必要はありません。
防災用などの倉庫や仮設テナ等の設置	・準防火・防火地域内であれば、防災用や仮設でも倉庫やテナを置くだけで、法に基づく届出(建築確認等)が必要。(1㎡以上全て、他にも仮設の水飲み場に屋根と柱があれば対象)	・防災用であれば、法の適用を除外してもらいたい。 ・準防火・防火地域内の確認申請の規制緩和(10㎡未満は申請不要)。 ・工事用の仮設の事務所は1年未満であれば、確認申請不要であり、同様の制度とすべき。	建築基準法(6条第2項)								

# 「大阪を楽しくする！アイデア」募集アンケート

- ・大阪を楽しくするためにはどのような取り組みが必要か。「大阪を楽しくする！アイデア」を募集。
- ・アンケート結果でえられたアイデアを実現するために必要な規制改革や施策について検討、プロジェクト提案に盛り込む
- ・募集期間： 9月18日～10月11日
- ・募集方法： ホームページに掲載し、郵送・FAX・電子メールで回答
- ・提案件数： 86件

## 【主なアイデア内容】

### 1. 規制改革に関連するもの

#### ○道路の活用促進

- ・自転車の活用促進（高速道路における自転車イベント、専用レーンの設置等）、ミナミ、キタ等での歩行者天国
- ・昼の時間指定での路上店舗、屋台設置、高架下活用
- ・公道でのF1レース、WRCラリー、ジャズバンド、パレード、地域型ハーフマラソン、御堂筋パレード復活

#### ○水辺空間の活用促進

- ・河川や海上の利用促進（護岸等でのカヌー等の倉庫設置の規制緩和等、河川敷をスポーツエリアに。淀川での屋形船運行）
- ・橋梁の利活用促進（店舗設置の規制緩和、橋の観光資源化等）

#### ○公園の利活用促進（大阪城の多様な活用。公園内での自転車や三輪車レースの開催等、公園池からの放水の発電への活用）

#### ○カジノを含む統合型リゾート

#### ○公営住宅の魅力アップ・・商店や事業所など目的外利用、空き家が目立つ団地での豪華なリフォーム住宅の建設、収入要件緩和、原状回復が求められないリフォームの自由化など

#### ○インターナショナルスクールの設置促進

#### ○公有地・公共空間活用・・発電設備、公共空間利用促進委員会による多様な利用 等

### 2. 政策提案に関するもの

- 元気にする大規模イベント誘致促進、メディア等によるアピールの拡充、映画撮影上の手続き等の情報提供、アイドルの活用。
- 交通ネットワーク化（交通機関24時間運行。府内サイクリングロード網の拡充、鉄道の相互乗り入れ促進、リニア大阪延伸等）
- 定期観光バス復活、バス路線見直し（観光地直行バス）ぐるっと大阪Pass
- 施設入場料、税金、水道料金等のクレジット対応
- 国際機関・施設の誘致
- その他（寺子屋活用、シャッター商店街のバレー化） 等